

令和6年度
(2024年度)

学 生 便 覧

東北大学大学院生命科学研究科

目 次

令和 6（2024）年度カレンダー	1
令和 6（2024）年度生命科学研究科年間スケジュール	2
月別主要日程表	4
履修科目一覧	5
生命科学研究科前期 2 年の課程履修案内	7
生命科学研究科後期 3 年の課程履修案内	10
バイオ人材育成カリキュラムについて	10
国際共同大学院プログラム「データ科学」について	12
国際共同大学院プログラム「生命科学(脳科学)」(略称:Neuro Global) について	16
国際共同大学院プログラム「統合化学」について	20
未来型医療創造卓越大学院プログラムについて	23
教育職員免許状の取得について	27
学生心得	29
東北大学大学院生命科学研究科規程	37
東北大学大学院生命科学研究科履修内規	43
生命科学研究科授業科目単位の計算方法に関する申合せ	46
東北大学大学院生命科学研究科における学位論文(修士・博士) 審査等取扱内規	47
東北大学大学院生命科学研究科論文博士審査内規	50
東北大学研究生規程	51
東北大学研究生規程細則	54
東北大学大学院通則	55
東北大学大学院通則細則	74
東北大学大学院共通科目規程	76
東北大学学位規程	79
東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程	85
東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程	88
学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規	94
東北大学大学院生命科学研究科学生事故処理指針	97
生命科学研究科研究室所在地一覧	99
研究室キャンパスマップ	

令和 4 年度 (2022年度)

(2022. 4~2023. 3)

	日 月 火 水 木 金 土								日 月 火 水 木 金 土						
	4 月	1		2	10 月
3		4	5	6	7	8	9	2	3		4	5	6	7	8
10		11	12	13	14	15	16	9	10		11	12	13	14	15
17		18	19	20	21	22	23	16	17		18	19	20	21	22
24		25	26	27	28	29	30	23	24		25	26	27	28	29
...		30	31	
5 月	日	月	火	水	木	金	土	11 月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5
	8	9	10	11	12	13	14		6	7	8	9	10	11	12
	15	16	17	18	19	20	21		13	14	15	16	17	18	19
	22	23	24	25	26	27	28		20	21	22	23	24	25	26
	29	30	31		27	28	29	30
6 月	日	月	火	水	木	金	土	12 月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4		1	2	3
	5	6	7	8	9	10	11		4	5	6	7	8	9	10
	12	13	14	15	16	17	18		11	12	13	14	15	16	17
	19	20	21	22	23	24	25		18	19	20	21	22	23	24
	26	27	28	29	30		25	26	27	28	29	30	31
7 月	日	月	火	水	木	金	土	2023 年 1 月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2		1	2	3	4	5	6	7
	3	4	5	6	7	8	9		8	9	10	11	12	13	14
	10	11	12	13	14	15	16		15	16	17	18	19	20	21
	17	18	19	20	21	22	23		22	23	24	25	26	27	28
	24	25	26	27	28	29	30		29	30	31
8 月	日	月	火	水	木	金	土	2 月	日	月	火	水	木	金	土
	...	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4
	7	8	9	10	11	12	13		5	6	7	8	9	10	11
	14	15	16	17	18	19	20		12	13	14	15	16	17	18
	21	22	23	24	25	26	27		19	20	21	22	23	24	25
	28	29	30	31		26	27	28
9 月	日	月	火	水	木	金	土	3 月	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3		1	2	3	4
	4	5	6	7	8	9	10		5	6	7	8	9	10	11
	11	12	13	14	15	16	17		12	13	14	15	16	17	18
	18	19	20	21	22	23	24		19	20	21	22	23	24	25
	25	26	27	28	29	30	...		26	27	28	29	30	31	...

令和6(2024)年度生命科学研究科 年間スケジュール

○授業日程関係

入学式	4月3日(水)
入学者等オリエンテーション	4月5日(金)
新入生交流会	4月5日(金)

第1学期

授業期間	4月8日(月)～8月5日(月)
履修登録期間(確認期間含む)	4月8日(月)～4月19日(金)
夏季休業	8月6日(火)～9月27日(金)
学位記授与式・学位記伝達式	9月25日(水)

第2学期

授業期間	10月1日(火)～2月3日(月)
履修登録期間(確認期間含む)	10月1日(火)～10月14日(月・祝)
大学祭	10月25日(金)～10月27日(日)
冬季休業	12月27日(金)～1月3日(金)
学期末休業	2月4日(火)～3月31日(月)
学位記授与式・学位記伝達式	3月25日(火)

○入学試験及び入試説明会

入試説明会(春・対面実施)	5月11日(土)
入試説明会(春・オンライン実施)	5月18日(土)
入試説明会(秋・対面実施)	9月28日(土)
前期2年の課程令和6(2024)年度10月入学者入試	8月1日(木)～8月3日(土)
後期3年の課程令和6(2024)年度10月編入学試験	6月22日(土)
前期2年の課程令和7(2025)年度4月入学者自己推薦入試	6月22日(土)～6月23日(日)
前期2年の課程令和7(2025)年度4月入学者第I期入試	8月1日(木)～8月3日(土)
前期2年の課程令和7(2025)年度4月入学者第II期入試	11月4日(月・振休)～11月5日(火)
後期3年の課程令和7(2025)年度4月入学者編入学試験	令和7(2025)年2月18日(火)

○後期3年の課程進学関係

進学願書提出期間	令和7(2025)年1月6日(月)～1月14日(火)
----------	----------------------------

○修士論文関係

9月修了予定者

修士論文題目提出期限	5月27日(月)
修士論文(発表用、審査用)提出期限	7月16日(火)
修士論文審査	7月16日(火)～7月25日(木)
修士論文最終試験	7月26日(金)～8月5日(月)
修士論文(研究科保管用)提出期限	8月26日(月)

3月修了予定者

修士論文題目提出期限	11月25日(月)
最終試験(発表用)要旨原稿提出期限	12月25日(水)
修士論文(審査用)提出期限	1月17日(金)
修士論文審査	1月17日(金)～1月24日(金)
修士論文最終試験	1月28日(火)～2月6日(木)
修士論文(研究科保管用)提出期限	3月3日(月)

○博士論文関係

9月修了予定者

博士論文題目提出期限	5月27日(月)
博士論文(発表用、審査用)提出期限	7月16日(火)
博士論文審査	7月16日(火)～7月25日(木)
博士論文最終試験	7月26日(金)～8月5日(月)
博士論文(公表等用)提出期限	9月5日以降

3月修了予定者

博士論文題目提出期限	11月25日(月)
最終試験(発表用)要旨原稿提出期限	12月25日(水)
博士論文(審査用)等提出期限	1月6日(月)
博士論文審査	1月6日(月)～1月16日(木)
博士論文最終試験	1月17日(金)～1月27日(月)
博士論文(公表等用)提出期限	3月12日(水)

- 備考 1. 随時修了する場合はこの日程を適用しません。指導教員に相談してください。
2. 上記の日程は変更される場合もありますので、生命科学研究科ウェブサイト「在学生の方」及び掲示等に注意してください。

○ 月別主要日程表

月	教 務 関 係	授業料・奨学金関係	健康診断関係・その他
4	<ul style="list-style-type: none"> ・前期授業開始 ・前期履修手続 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期授業料納付（非正規生） ・前期授業料免除申請期限（新入生） ・前期授業料徴収猶予・月割分納申請期限 ・日本学生支援機構奨学生募集（在学採用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・RI 取扱者登録申請手続・問診表配布
5	<ul style="list-style-type: none"> ・教育実習（前期日程 5月～） ・次年度教育実習実施要項配布 ・9月修了予定者の博士論文関係手続開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・前期授業料納付（正規生） ・前期授業料徴収猶予・月割分納許可発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断 ・RI 取扱者講習会
6			<ul style="list-style-type: none"> ・RI 取扱者特別健康診断（1回目）
7		<ul style="list-style-type: none"> ・入学料免除許可発表 ・前期授業料免除許可発表 ・後期授業料免除申請用紙配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機溶剤取扱者特別健康診断（1回目）
8			
9	<ul style="list-style-type: none"> ・研究生・科目等履修生10月入学願書受付 ・学位記授与式（4～9月修了者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期授業料免除申請 ・後期授業料徴収猶予・月割分納申請 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・後期授業開始 ・後期履修手続 ・次年度教育実習履修申込書提出期限 ・教育実習受入（出身校）内諾書提出 ・教育実習（後期日程 10月～） 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期授業料納付（非正規生） ・後期授業料徴収猶予・月割分納許可発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・VDT 作業従業者健康診断 ・大学祭
11	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度教育実習事前指導 ・3月修了予定者の博士論文関係手続開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期授業料納付（正規生） ・日本学生支援機構奨学金返還説明会（満期者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・胸部 X 線検診 ・RI 取扱者講習会 ・RI 取扱者特別健康診断（2回目）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・教育職員免許状授与申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期授業料免除許可発表 ・日本学生支援機構奨学生継続願提出（12～1月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・有機溶剤取扱者特別健康診断（2回目）
1	<ul style="list-style-type: none"> ・総長賞表彰候補者募集要項発表 		
2		<ul style="list-style-type: none"> ・次年度前期授業料免除申請用紙配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・進路状況調査（最終年次生） ・学生アンケート調査（最終年次生） ・放射線業務従事者教育訓練
3	<ul style="list-style-type: none"> ・研究生・科目等履修生4月入学願書受付 ・学位記授与式（10～3月修了者） ・総長賞、研究科長賞授与 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度前期授業料免除申請期限（次年度2年次以上） 	

* 実施時期等については、変更となる場合もあります。HP、掲示等に注意してください。

1. 前期2年の課程 履修科目一覧

専攻共通

区分	授業科目	区別	開講学年・学期	単位数	備考
共通科目 A	生命倫理特論	必修	1年・前期	1	
	研究倫理・社会的責任論	必修	1年・前期	1	
共通科目 B	バイオ産業基礎論	必修	1年・前期	1	
	環境マネジメント講座	必修	1年・前期	1	
専門科目	先端生化学特論 I		1年・通年	2	左記の専門科目又は関連科目（9 ページ参照）から2単位以上修得すること
	先端生化学特論 II		1年・通年	2	
	先端細胞生物学特論 I		1年・通年	2	
	先端細胞生物学特論 II		1年・通年	2	
	先端生態学特論 I		1年・通年	2	
先端生態学特論 II		1年・通年	2		
関連科目	その他教授会において関連科目と認めたもの				

脳生命統御科学専攻

区分	授業科目	区別	開講学年・学期	単位数	備考
共通科目 C	脳生命統御科学概論		1年・前期	2	
	生態発生適応科学概論	必修	1年・前期	2	
	分子化学生物学概論	必修	1年・前期	2	
専門科目	先端脳生命統御科学特論 I (神経ネットワーク)		1年・通年～2年・前期	2	左記の科目から4単位以上修得すること
	先端脳生命統御科学特論 II (細胞ネットワーク)		1年・通年～2年・前期	2	
	先端脳生命統御科学特論 III (分化制御ネットワーク)		1年・通年～2年・前期	2	
	セミナー (脳生命統御科学)	必修	1-2年・通年	6	
	課題研究 A (脳生命統御科学)	必修	1-2年・通年	10	

生態発生適応科学専攻

区分	授業科目	区別	開講学年・学期	単位数	備考
共通科目 C	脳生命統御科学概論	必修	1年・前期	2	
	生態発生適応科学概論		1年・前期	2	
	分子化学生物学概論	必修	1年・前期	2	
専門科目	先端生態発生適応科学特論 I (個体ダイナミクス)		1年・通年～2年・前期	2	左記の科目から4単位以上修得すること
	先端生態発生適応科学特論 II (生態ダイナミクス)		1年・通年～2年・前期	2	
	先端生態発生適応科学特論 III (多様性ダイナミクス)		1年・通年～2年・前期	2	
	セミナー (生態発生適応科学)	必修	1-2年・通年	6	
	課題研究 A (生態発生適応科学)	必修	1-2年・通年	10	

分子化学生物学専攻

区分	授業科目	区別	開講学年・学期	単位数	備考
共通科目 C	脳生命統御科学概論	必修	1年・前期	2	
	生態発生適応科学概論	必修	1年・前期	2	
	分子化学生物学概論		1年・前期	2	
専門科目	先端分子化学生物学特論 I (ケミカルバイオロジー)		1年・通年～2年・前期	2	左記の科目から4単位以上修得すること
	先端分子化学生物学特論 II (分子ネットワーク)		1年・通年～2年・前期	2	
	先端分子化学生物学特論 III (階層的構造ダイナミクス)		1年・通年～2年・前期	2	
	セミナー (分子化学生物学)	必修	1-2年・通年	6	
	課題研究 A (分子化学生物学)	必修	1-2年・通年	10	

注意：開講学年・学期は目安です。変更になることがありますので、適宜、シラバスや生命科学研究科ウェブサイトを確認してください。関連科目は、生命科学研究科ウェブサイト適宜確認してください。

2. 後期3年の課程 履修科目一覧

専攻共通

授業科目	区別	開講学年・学期	単位数	備考
イノベーションセミナー	必修	1年・通年	1	
起業支援論		1年・通年	2	
バイオ産業実践科目		1年・後期	2	

脳生命統御科学専攻の科目

授業科目	区別	開講学年・学期	単位数	備考
課題研究B(脳生命統御科学)	必修	1-3年・通年	8	

生態発生適応科学専攻の科目

授業科目	区別	開講学年・学期	単位数	備考
課題研究B(生態発生適応科学)	必修	1-3年・通年	8	

分子化学生物学専攻の科目

授業科目	区別	開講学年・学期	単位数	備考
課題研究B(分子化学生物学)	必修	1-3年・通年	8	

注意：開講学年・学期は目安です。変更になることがありますので、適宜、シラバスや生命科学研究所ウェブサイトを確認してください。

東北大学大学院生命科学研究所前期2年の課程履修案内

前期2年の課程を修了するためには、学生便覧5ページ「1. 前期2年の課程履修科目一覧」により、修了に必要な単位を修得しなければなりません。修了要件単位は次のとおりです。

【修了要件単位】

講義科目

- 共通科目A 2単位 (必修)
- 共通科目B 2単位 (必修)
- 共通科目C 4単位以上 (2科目必修)
- 専門科目 (専攻毎に開講する「特論Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ」) 4単位以上
- 専門科目 (上記及び下記以外の専門科目) 又は関連科目 2単位以上
- 専門科目 セミナー (※) 6単位 (必修)
- 専門科目 課題研究A (※) 10単位 (必修)

合計
30単位
以上

※各研究室で実施するセミナー、課題研究Aは修士論文の研究です。

この2つの科目は、前期2年の課程に在籍中の成果を修了時に評価し、単位の認定を行いますので、履修登録を行う必要はありません。

【学位取得要件】

修了要件単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

【講義科目の履修方法】

1 共通科目A及びBについて (必修)

共通科目A 「生命倫理特論 (1単位)」 「研究倫理・社会的責任論 (1単位)」

共通科目B 「バイオ産業基礎論 (1単位)」 「環境マネジメント講座 (1単位)」

講義日程、場所等については、シラバス・時間割を確認してください。

2 共通科目Cについて (2科目必修)

「脳生命統御科学概論 (2単位)」 「生態発生適応科学概論 (2単位)」 「分子化学生物学概論 (2単位)」 の3科目の中から2科目が必修となります。専攻毎に必修の指定が異なりますので注意してください。講義日程、場所等については、シラバス・時間割を確認してください。

3 専門科目

(1) 専門科目 (専攻毎に開講する「特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」)

専攻毎に2科目以上が必修となります。

脳生命統御科学専攻 「先端脳生命統御科学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ (各2単位)」

生態発生適応科学専攻 「先端生態発生適応科学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ (各2単位)」

分子化学生物学専攻 「先端分子化学生物学特論Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ (各2単位)」

(2) 合同講義による読み替え科目

「先端生化学特論Ⅰ,Ⅱ」、「先端細胞生物学特論Ⅰ,Ⅱ」、「先端生態学特論Ⅰ,Ⅱ」は、対応する合同講義に出席し、指定されたレポートを提出することにより、単位が修得できます。

① 各合同講義の「レポート」の提出期限及び提出先

提出期限；3月修了予定者は12月25日、9月修了予定者は7月25日

ただし、提出期限の日が土・日・祝日の場合は、その休み明けを締切とします。なお、締切は変更となる場合があります。

提出先；各合同講義において提出先を指定します。

【注】合同講義の出席回数は、単位修得に係る重要な事項ですので、必ず各自で記録してください。

② 生化学合同講義

・修得できる科目「先端生化学特論Ⅰ、Ⅱ」（各2単位）

・単位修得要件（出席回数、レポート提出数）

5回以上出席し、レポートを1題提出する → 「先端生化学特論Ⅰ」2単位

10回以上出席し、" 2題提出する → 「先端生化学特論Ⅰ、Ⅱ」4単位

・レポート提出要領

単位修得に必要な数の講義を選択し、それぞれについて「レポート」を提出してください。レポートの内容は、講義の際に講師が指示した場合はその指示に従ってください。指示されなかった場合は、「講義の要約」、「講義と関連したテーマで課題を設定し調査した内容」、「講義及び設定課題についての考察」について記載し、提出してください。レポートの形式はA4用紙2～4枚で、1枚目の上部に学籍番号、氏名、所属部局・専攻名、選択した講義の教員名を最初に明記してください。1枚目から本文を書き始めてください。レポートは電子ファイルとして提出してください。提出先は別に指定します。

・生化学合同講義に関する問い合わせ先：教授 田中良和 (yoshikazu.tanaka.e8@tohoku.ac.jp)

③ 細胞生物学合同講義

・修得できる科目「先端細胞生物学特論Ⅰ、Ⅱ」（各2単位）

・単位修得要件（出席回数、レポート提出数）

5回以上出席し、レポートを1題提出する → 「先端細胞生物学特論Ⅰ」2単位

10回以上出席し、" 2題提出する → 「先端細胞生物学特論Ⅰ、Ⅱ」4単位

・レポート提出要領

単位修得に必要な数の講義を選択し、それぞれについて「レポート」を提出してください。レポートの内容は、講義の際に講師が指示した場合はその指示に従ってください。指示されなかった場合は、「講義の要約」、「講義と関連したテーマで課題を設定し調査した内容」、「講義及び設定課題についての考察」について記載し、提出してください。レポートの形式はA4用紙2～4枚で、1枚目の上部に学籍番号、氏名、所属部局・専攻名、選択した講義の教員名を最初に明記してください。1枚目から本文を書き始めてください。レポートは電子ファイルとして提出してください。提出先は別に指定します。

・細胞生物学合同講義に関する問い合わせ先：教授 安部健太郎 (kentaro.abe.a6@tohoku.ac.jp)

④ 生態学合同講義

・修得できる科目「先端生態学特論Ⅰ、Ⅱ」（各2単位）

・単位修得要件（出席回数、レポート提出数）

5回以上出席し、レポートを1題提出する → 「先端生態学特論Ⅰ」2単位

10回以上出席し、" 2題提出する → 「先端生態学特論Ⅰ、Ⅱ」4単位

- ・レポート提出要領

単位修得に必要な数の講義を選択し、それぞれについて「レポート」を提出してください。レポートの内容は、講義の際に講師が指示した場合はその指示に従ってください。指示されなかった場合は、「講義の要約」、「講義と関連したテーマで課題を設定し調査した内容」、「講義及び設定課題についての考察」について記載し、提出してください。レポートの形式はA4用紙2～4枚で、1枚目の上部に学籍番号、氏名、所属部局・専攻名、選択した講義の教員名を最初に明記してください。1枚目から本文を書き始めてください。レポートは電子ファイルとして提出してください。提出先は別に指定します。

- ・生態学合同講義に関する問い合わせ先：教授 彦坂幸毅
(kouki.hikosaka.e6@tohoku.ac.jp)

4 関連科目

関連科目は、教授会において認めた授業科目です。関連科目に関しては、生命科学研究科ウェブサイトを確認してください。

生命科学研究科ホームページ>教育>カリキュラム・シラバス
<https://www.lifesci.tohoku.ac.jp/curriculum/syllabus/>

東北大学大学院生命科学研究所後期3年の課程履修案内

後期3年の課程を修了するためには、学生便覧6ページ「2. 後期3年の課程履修科目一覧」により、修了に必要な単位を修得しなければなりません。修了要件単位は次のとおりです。

【修了要件単位】

講義科目

「イノベーションセミナー」	1単位（必修）	} 合計
「課題研究B」	8単位（必修）	

※ 課題研究Bは博士論文の研究です。この科目は履修登録を行う必要はありません。

【学位取得要件】

修了要件単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

その他、必要な要件は別に定める。

バイオ人材育成カリキュラムについて

全専攻共通で実施する講義や、各専攻において培った生命科学全般における基盤知識と高度な専門性を学んだ後に博士の学位を得て、企業、起業、自治体、NGO、研究機関、教育機関など、バイオ産業界や自然や生命を活用した企業等において、実践的かつ指導的立場で活躍でき得る人材の育成を目指すため、平成30年度より「バイオ人材育成カリキュラム」を設けました。

なお、本カリキュラムの要件を満たした学生には、学位授与時に「バイオ人材育成カリキュラム受講証明書」および「バイオ人材育成カリキュラムオープンバッジ」を授与します。

また、本カリキュラムは、上記のような人材育成が目的であり、就職を斡旋・紹介するものではありません。

1. カリキュラム修了要件単位数について

・前期2年の課程

共通科目A	「生命倫理特論」	1単位	} 合計4単位
	「研究倫理・社会的責任論」	1単位	
共通科目B	「バイオ産業基礎論」	1単位	
	「環境マネジメント講座」	1単位	

・後期3年の課程

「イノベーションセミナー」	1単位	} 合計5単位
「起業支援論」	2単位	
「バイオ産業実践科目」	2単位	

2. バイオ産業実践科目は後期3年の課程の1年生後期から受講することが出来ます。また、東北大学博士人材育成ユニット（PhDC）と連携しており、博士リテラシー育成塾の受講（育成塾は1年生前期から受講可能）、及び、インターンシップへの参加等により単位を修得できる科目です。

詳細は生命科学研究所のウェブサイト「教育」→「カリキュラム・シラバス」で確認して下さい。<https://www.lifesci.tohoku.ac.jp/curriculums/syllabus/>

3. 後期 3 年の課程から編入学等した学生は、前期 2 年の課程で提供している科目も必ず受講してください。但し、他大学等にて類似の講義を修得済の場合は、読み替えが可能です。生命科学研究科教務係までご相談ください。
4. 本カリキュラムの要件は学位取得要件とは異なります。学位取得要件は、各課程の履修案内を確認してください。

国際共同大学院プログラム「データ科学」について

データ科学国際共同大学院は、東北大学大学院の6研究科による共同プロジェクトです。平成29年4月から開始され、情報科学研究科、生命科学研究科、経済学研究科、医学系研究科、工学研究科、理学研究科（数学専攻）の学際的な協働により、国際社会で力強く活躍するグローバルリーダーを育成します。

プログラム概要

本プログラムは、データ科学分野において海外機関と世界最高水準の大学院教育を推進し、カリキュラム整備を行いながら、プログラム方式によるジョイントリー・スーパーバイズド・ディグリーを実施するプログラムです。

このため本学の情報科学研究科を中心として、データ科学分野の研究で成果をあげている世界トップクラスの教員を兼務教員として配置すると共に、海外トップレベル研究者等を積極的に参画させ、データ科学分野の研究で実績のある教育研究機関と共同した大学院教育プログラムを開発して、博士課程学生を中心とした大学院教育を行います。

データ科学分野では、世界規模で、急速な需要の拡大に人材の供給が大幅に不足している状況が続いています。データ科学は、その理論的基礎をなす数理や計算機科学に加えて、ビッグデータのセンシング・蓄積・通信・計算を支える技術的基盤、さらにそれらを駆使して課題解決を行う実践分野が有機的に結びついて初めて意味を持つ横断的分野です。そのような状況に適応して世界をリードできる、高い専門性と共に、基礎から課題解決までを見渡せる広い視野と実践力を持ったグローバルに活躍できる人材を育成することが望まれています。

その実現のため、本プログラムでは、各専攻で通常履修する科目（専門基盤科目）に加え、英語で講義を行うデータ科学科目群（データ科学共通基盤科目、データ科学専門科目群）、実践研修としてデータ科学トレーニングキャンプやPBLとしてビッグデータチャレンジなどを行います。さらに、データ科学特別研修として、海外教育研究機関にトータルで6か月以上滞在し、研修することを原則とします。最終的には毎年10名のスーパードクターの育成を目標とします。博士課程前期及び後期修了時には、外国人教員を含めて、QE(Qualifying Examination)を行い、研究能力のみならずグローバルに活躍できる能力を審査します。

1. 育成する人材像

データ科学は、その理論的基礎をなす数理や計算機科学に加えて、センシング・蓄積・通信・計算を支える技術的基盤、さらにそれらを駆使して課題解決を行う実践分野が有機的に結びついて初めて意味を持つ横断的分野です。そのような状況に適応して世界をリードできる、高い専門性と共に、基礎から課題解決までを見渡せる広い視野と実践力を持ったグローバルに活躍できる人材を育成することが望まれています。そのような人材は、単なるデータ解析の専門家ではなくデータ科学を基盤に持ち、データから抽出された情報や価値を活用し、必要な人材を

チームとして東ね実社会の問題解決を行わねばなりません。さらに将来的には、データ科学を開拓していくネットワークを広げ、我が国の情報科学や産業を率いて、市民生活や社会を支えることも求められるでしょう。

したがって、養成すべき人材に求められる能力は、国際性やリーダーシップなどの基礎的な人間力に加えて、①物事を俯瞰して本質的な課題を発掘し、解決のプロセスを構想できる能力（課題構想力）、②課題解決に必要な情報をビッグデータから抽出し、活用する方法をデザインできる能力（データ解析力）、③新しいセンシングや既存データの融合によって新しい技術を開拓する能力、あるいは既存技術を組み合わせてこれまでにないシステムを構築する能力（技術創成力）です。実際には、こうした幅広い能力が要請されるデータ科学では、3つのうちのいずれかに高い能力と経験を持つ人材がそれを足場としながら、他の人材と協働してチームとして諸課題の構想・解決に取り組むことが求められます。

2. 出願資格

次の研究科の原則として博士課程前期2年の課程の2年次に在籍予定で、海外の連携大学・部局とのデータ科学に関連する国際共同指導による博士論文研究を行う見通しが立っており、かつ指導教員の強い推薦があり、本プログラムに所属することが相応しいと判断される者。（募集年度等により、変更することがあります。）

【本プログラムに参画している研究科】

情報科学研究科、生命科学研究科、経済学研究科、医学系研究科、
工学研究科、理学研究科（数学専攻）

3. カリキュラム

I 授業科目、単位数及び履修方法

(1) 博士前期課程

科目群	授業科目	単位と履修方法			備考
		必修	選択必修	選択	
データ科学 基盤科目	データ科学I	2			
	データ科学II	2			
	データ科学III	2			
実践研修科目	データ科学プログラミング 演習			1	
	データエンジニアリング	1			
	データ科学トレーニングI			1	
	データ科学トレーニングII	1			
短期海外研修	短期海外研修			1	
修士研修	修士研修	10 ～ 16			修士研修は、在籍する研究科専攻に応じて、別に指定する工学研究科、生命科学研究科、経済学研究科、医学系研究科、理学研究科各専攻の授業科目を修得することにより読み替えるものとする。

(2) 博士後期課程

科目群	授業科目	単位と履修方法			備考
		必修	選択必修	選択	
プロジェクト 実践研修	データ科学チャレンジ	2			
海外研修	データ科学特別研修	3			
セミナー研修	データ科学先進セミナーI	1			
	データ科学先進セミナーII	1			
博士研修	博士研修	10 ～ 16			博士研修は、在籍する研究科専攻に応じて、別に指定する工学研究科、生命科学研究科、経済学研究科、医学系研究科、理学研究科各専攻の授業科目を修得することにより読み替えるものとする。

注1 上表に定められた授業科目の単位は、申請により在籍する専攻の修了要件単位として認められることがある。

注2 博士前期課程におけるデータ科学I, II, IIIの履修にあたっては共通基盤科目（別途定める）を2単位以上含めること。

注3 博士後期課程から編入したもので、本来、博士前期課程の必修科目であるデータ科学I, II, IIIが未履修の場合は、この6単位も修得することを修了要件とする。

注4 医科学専攻の学生については、前期課程が医科学専攻博士課程1年次に、後期課程が医科学専攻博士課程2~4年次に、それぞれ対応するものとする。

II 修了要件等

(1) 博士後期課程への進級要件

- ① 所属する専攻の修了要件単位数を修得すること。
- ② データ科学基盤科目から 6 単位、実践研修科目から 2 単位修得すること。
- ③ 修士研修の単位を修得すること。
- ④ 本プログラムが実施する博士基礎能力審査 (Qualifying Examination 1 : QE1) に合格すること。

(2) 修了要件

- ① プロジェクト実践研修から 2 単位、セミナー研修から 2 単位修得すること。
- ② 海外研修から 3 単位修得すること。
- ③ 博士研修の単位を修得すること。
- ④ 本プログラムが実施する総合審査 (Qualifying Examination 2 : QE2) に合格すること。
- ⑤ 必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し学位プログラム推進機構国際共同大学院プログラム部門が実施する国際共同大学院プログラム学位審査および最終試験に合格すること。

4. プログラムホームページ

本プログラムの詳細や学生募集などの最新情報については、以下のホームページを参照してください。

【データ科学国際共同大学院ホームページ】

<https://gp-ds.tohoku.ac.jp/>

国際共同大学院プログラム「生命科学（脳科学）」 （略称：Neuro Global）の履修を希望する学生の皆さんへ

東北大学では、文部科学省のスーパーグローバル大学創成プロジェクトの採択を受け、国際的な大学院教育環境を整備するために、10 の国際共同大学院プログラムを展開しています。そのうち、「生命科学（脳科学）」（略称：Neuro Global）コースが、平成 30 年度より開始されました。本コースでは、本学の生命科学研究科、医学系研究科等において生命科学（脳科学）分野の研究で成果をあげている世界トップクラスの教員と共に、海外のトップレベルの研究者等と一緒に生命科学（脳科学）分野の研究で実績のある教育研究機関と共同で行う大学院教育プログラムです。

このコースの履修生は、神経科学を中心に据えつつ、ゲノム・メタゲノム科学や、その他の関連する生命科学分野、さらには、疫学や臨床医学まで、多彩な研究分野の研究を行います。大学院入学後、所定の書類審査および英語による面接審査（Qualifying Exam 0; QE0）に合格すると、まずは、このコースを履修することが認められ、今後、世界で活躍する研究者を養成するための経済的支援を受けることができるようになります。また、博士課程前期 2 年次の修了時に行われる資格審査試験 QE1（博士課程前期 2 年間の研究成果の評価、および、連携先研究機関への短期留学に必要な英語能力の評価）に合格すると、海外の連携先研究機関に留学をすることが可能になり、また、そのための渡航費や滞在費が支給されます。最終的には、研究科の所定の規定を満たすことで、東北大学の博士号の学位を取得するとともに、プログラム修了時の審査（QE2）に合格することで、Neuro Global 国際共同大学院プログラムを修了した旨、学位記に付記されます。

生命科学研究科においては、博士前期課程に入学した方に、Neuro Global コースに応募する資格があります。なお、博士前期課程・博士後期課程を修了して、修士や博士の学位を取得するには、それぞれの課程に課された所定単位数を修得する必要があります。Neuro Global コースは、一般のコースで取得される単位に加えて、国際共同大学院プログラムが独自に定める必要単位を修得することで、奨学金等の支援や海外研修などの機会が与えられる特別なコースです。なお、Neuro Global コースに参加したものの、Neuro Global コースで課される単位を満たすことができなかつた場合、あるいは、各 QE に合格しなかつた場合、奨学金等の支援は打ち切られることとなりますが、一般のコースの所定単位を満たしていれば、博士課程前期および後期課程の修了や、修士・博士等の学位認定には影響はありません。

・博士前期課程に進学した皆さん

Neuro Global コースの履修生として認定されるには、大学院入学後、生命科学研究科において博士課程後期に進学し、学位を取得することを目指すことを宣誓したうえで、所定の時期（博士前期課程 1 年次の 6 月上旬を予定）に開催される QE0 に合格する必要があります。Neuro Global コースへの参加が認められれば、一般コースの科目の履修に加えて、Neuro

Global プログラム科目の履修を計画してください。Neuro Global プログラム科目のうち、「アカデミック英語 (2 単位)」だけが必修であり、その他は、全て、選択必修もしくは選択科目になります。多くの科目は、英語による集中講義であり、対面形式のセミナーのほか、ISTU によるネット配信授業も開催します。一般コースでの 30 単位に加え、Neuro Global プログラム科目を 6 単位以上修得し、かつ、所定の時期に開催される QE1 に合格することで、博士後期課程においても Neuro Global コースの履修を継続し、経済的支援を受け続けることが可能になります。

・博士後期課程に進学した皆さん

博士前期課程において Neuro Global コースの履修生として所定の単位を履修し、かつ、博士前期課程修了時に行われる QE1 に合格した学生は、博士後期課程進学後も継続して Neuro Global コースを履修できます。

博士後期課程においては、博士前期課程と同様、一般コースで課される 9 単位に加え、Neuro Global コース科目を取得することが選択できます。このうち、「Neuro Global 特別海外研修 (6 単位)」のみが必修であり、Neuro Global コースを修了するための総単位数の要件は 15 単位以上になります。Neuro Global 特別海外研修では、海外連携先研究機関に計 6 ヶ月程度滞在し、共同研究を推進することが必要です。これらの条件を満たし、かつ、博士学位審査とともに行われる QE2 に合格することで、Neuro Global コースを修了したことが認定されます。なお、成績表には、一般科目と Neuro Global 科目が記載され、東北大学の学位記には、Neuro Global 国際共同大学院プログラムを修了した旨、付記されます。

Neuro Global コースの履修生の定員は、各学年、生命科学研究から 5 名程度、医学系研究科から 5 名程度を予定しており、極めて狭き門となっておりますが、皆さんのチャレンジ精神に期待しております。

◎Neuro Global ホームページ

<http://www.neuroglobal.tohoku.ac.jp/>

Neuro Global コース指定授業科目一覧

博士前期課程

		授業科目	必修	選択必修	選択		
プログラム科目	Neuro Global プログラム	アカデミック英語	2				
		基礎神経科学-神経解剖学		1	左記の科目のうちから2単位以上を修得すること。		
		基礎神経科学-システム神経科学		1			
		基礎神経科学-分子神経生物学		1			
		基礎神経科学-細胞生理学		1			
				脳科学セミナーシリーズ Ex			2
				脳科学講義 I			1
				脳科学講義 II			1
				脳科学講義 III			1
				脳科学講義 IV			1
				脳科学講義 V			1
				脳科学講義 VI			1
				脳科学講義 VII			1
		脳科学講義 VIII			1		

- 注意 1 : Neuro Global 履修生 (修士) の修了要件は、生命科学研究科の博士前期課程 (一般コース) の単位数に加え、計 36 単位以上を修得することである。
- 注意 2 : 博士前期課程 (一般コース) のカリキュラムの中から、所定の単位 30 単位以上を修得することが修士号取得の条件であることには変わらない。Neuro Global 履修生 (修士) は、それに加えて、上記科目群から、必修の 2 単位を含めて、指導教員の指示により、6 単位以上を履修することを、Neuro Global コースの修了要件の一部とする。
- 注意 3 : 基礎神経科学については、4 科目のうち 2 科目を選択する。
- 注意 4 : 上記要件を満たし、かつ、所定の時期に開催される QE1 に合格することが、Neuro Global コース (修士) の修了要件であり、これを満たすことで、博士後期課程においても、Neuro Global コースを継続する資格が得られる。

博士後期課程

		授業科目	必修	選択
プログラム科目	Neuro Global プログラム	NGP 特別海外研修	6	
		先進アカデミック英語		2
		先進基礎神経科学-神経解剖学		1
		先進基礎神経科学-システム神経科学		1
		先進基礎神経科学-分子神経生物学		1
		先進基礎神経科学-細胞生理学		1
		先進脳科学セミナーシリーズ Ex		2
		先進脳科学講義 I		1
		先進脳科学講義 II		1
		先進脳科学講義 III		1
		先進脳科学講義 IV		1
		先進脳科学講義 V		1
		先進脳科学講義 VI		1
		先進脳科学講義 VII		1
		先進脳科学講義 VIII		1

注意 1： Neuro Global 履修生（博士）の修了要件は、生命科学研究科の博士後期課程の単位数に加え、計 15 単位以上を修得することである。

注意 2： 博士後期課程のカリキュラムの中から、所定の単位 9 単位以上を修得することが博士号取得の条件であることには変わらない。Neuro Global 履修生（博士）は、それに加えて、上記科目群から、必修科目である NGP 特別海外研修の 6 単位以上を修得することを、Neuro Global コースの修了要件の一部とする。

注意 3： 「Neuro Global 特別海外研修（6 単位）」では、海外連携先研究機関に計 6 ヶ月程度滞在し、共同研究を推進することが必要である。

注意 4： 上記要件を満たし、かつ、博士号学位審査とともに行われる QE2 に合格することが、Neuro Global コース（博士）の修了要件である。

統合化学国際大学院プログラム (Graduate Program in Integrated Chemistry: GP-Chem)

「化学」は、分子が関与しているおおよそすべての事象を研究対象とする。本プログラムでは、波及効果の大きい以下の未踏領域 (Unexplored Frontier)

- (i) 分子の自在合成
- (ii) 分子集積化の自在制御・新機能発現 (物理、マテリアルサイエンスとの融合)
- (iii) 化学とインフォマティクスの融合 (情報科学との融合)
- (iv) 分子の生体内反応の解析と生体反応の自在制御 (生物、薬学、農学との融合)

を挑戦すべき重点課題として取りあげる。これら4つの重点課題の解決を促進させるためには、既存の概念や枠組みを超えた化学の「総合知」の深化と展開が急務である。4つのうち、(ii)~(iv)の3つは、物理、情報科学、生物学との融合領域でもある。提案する本プログラムでは、多数の部局にまたがる様々なバックグラウンドを有する教員・学生を有機的に束ね、本学の化学のダイバーシティを最大限活用して、目的遂行にあたる。教員を部局横断的に4つの領域を網羅するように配置し、学際的な教育・研究を推進する。また、海外先進中核大学との協働教育により世界トップレベルの教育と世界規模での共同研究を行う。これらの研究・教育を通じて、新たな研究領域を切り開いてイノベーションを牽引し、世界が直面している問題を解決できる能力を有する世界的な研究者や技術者を育成・輩出する。

1. 養成する人材像

以下のような能力をもつ研究者の育成を目指す。

- ・分子に関する深い理解のもと、化学が関与する課題・問題を自ら探索する能力を有する研究者。
- ・研究課題を、分子レベルで解決できる力量を有する研究者。
- ・深い専門性に加えて多様な価値観や文化を理解でき、学術に立脚した確かな知識のもとに、自ら考え決断できるリーダー。
- ・化学のみならず、物理、情報、生物等の周辺領域に関しても広い専門性を有し、学際的な学問領域を構築できる研究者。
- ・世界の研究者や技術者と連携し、大型プロジェクトの中核として活躍でき、アカデミアやグローバル企業などにおいて、我が国そして世界規模のイノベーションを牽引できる構想力・実行力を持つリーダー。

2. 応募資格 (令和6年度)

本プログラムに参画している下記の研究科・専攻の大学院に所属する大学院生であり、次の2要件をいずれも満たすものであること。

1. 令和6年度に原則として当該研究科の博士課程前期2年の課程の2年次に在籍又は在籍予定の者。また同時点で以下に該当する者も対象とする。

(a)博士課程後期3年の課程の1年次に在籍予定で、3年以上の在籍期間を予定している者

(b)薬学履修課程の1年次にすでに在籍している者

2. 化学関連の分野において、海外の連携大学・部局との国際共同指導による博士論文研究を行うことを希望し、指導教員の強い推薦があり、本プログラムに所属することが相応しいと判断される者。

【本プログラムに参画している研究科・専攻】

理学研究科：化学専攻

工学研究科：応用科学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻

薬学研究科・農学研究科・情報科学研究科・生命科学研究科・環境科学研究科：全専攻

3. 経済サポート

国内外の優秀な学生を獲得し、主体的に独創的な研究を計画・実践させ、国際的に活躍する博士人材を養成するため、本プログラムに選抜された大学院生への経済的サポートを行う。

他の経済的支援を受けている場合は相談すること。本プログラムの他に、複数の学位プログラムへ重複して出願することも可能であるが、重複履修を希望する場合は個別に検討するものとする。ただし、学位プログラムからの経済支援を重複して受給することはできない。

なお、原則として日本学術振興会特別研究員（DC）への申請を行うこと。

4. GP-Chem のカリキュラム

概要、目標、カリキュラム構造など

本プログラムでは各専攻で通常履修する科目に加え、英語で先端的化学を学ぶ先進化学国際講義、アカデミックリーダーシップを育成する先進化学実践、短期プログラムによる国際的な学生交流や海外での研究活動を促進する先進化学特別研修等を実施することによって、世界レベルの人材育成を図る。

本プログラムでは博士課程前期と後期の一貫教育（博士課程前期2年次からの4年間）を想定する。国際的なレベルでの化学分野の教育を実現するために、博士課程前期では、各専攻で通常履修する科目に加えて、未踏領域を横断して相互に関連付ける最先端化学の英語講義を先進化学国際講義Iとして実施し、広い視野・幅広い知識を有し、境界領域の研究に挑戦することのできる人材の育成を行う。加えてプログラム受講生は、先進化学実践Iとして国際サマースクールや本プログラム主催・共催の国際シンポジウムの企画運営の補助を行いつつ参加する。さらに、先進化学特別研

修 I において、海外での短期の研究室生活など、国際的な学術活動の礎になる経験を積む。具体的には、海外連携大学の研究室訪問、海外短期プログラム等への参加などを行い、それらの実績を単位修得の条件とする。また、英語による優れたプレゼンテーション能力を習得するための **Practical English Presentation I** を履修する。博士課程後期では、各専攻で通常履修する科目に加えて、海外連携大学などの教授を招聘して行う先進化学国際講義 II にて未踏領域の最先端の進展を学ぶ。また英語による十全なプレゼンテーション能力を修得するための **Practical English Presentation II** を履修する。海外連携大学などとともに複数の領域を横断的に対象とする国際サマースクールを企画・運営する先進化学実践 II を履修する。さらに先進化学特別研修 II として、国際共同研究に参加し、東北大学の指導教員に加え、海外連携大学にて連携校教員からも 6 ヶ月以上研究指導を受けることを必修とする。

博士課程前期

科目群	授業科目	単位	
		必修	選択
先進化学国際科目群 I	先進化学国際講義 I	2	
	先進化学実践 I	1	
	先進化学特別研修 I		1
総合プレゼンテーション科目	Practical English Presentation I	2	
修士研修	セミナー、特別研修、課題研究 (単位数は所属専攻による)	10-16	

博士課程後期

科目群	授業科目	単位 (必修)
先進化学国際科目群 II	先進化学国際講義 II	1
	先進化学実践 II	1
	先進化学特別研修 II	4
総合プレゼンテーション科目	Practical English Presentation II	2
博士研修	特別研修、博士研修、セミナー、課題研究 (単位数は所属専攻による)	10-16



未来型医療創造卓越大学院プログラムについて

1. プログラム概要

未来型医療創造卓越大学院プログラムは、**データ (Data)** と **技術 (Technology)** を駆使して**未来の社会 (Society)** の課題解決に寄与する人材を育成します。文理共学、産官学連携、国際展開の環境で、世界に先んじて超高齢社会となりつつある東北地方から次世代の技術や医療を開発し、未来型医療を創造・実践するリーダーの輩出を目標とします。

宮城県地域の現在の人口構成は、15年後の日本、さらに30年後の中国と一致すると予想されています。すなわち、東北の今は世界の未来です。この未来のモデルとなる超高齢地域におけるリアルなデータを活用し、技術の実践、未来社会の創造に挑戦します。

東北大学の総力、宮城県・仙台市など連携自治体、連携医療機関、連携企業、国際連携機関の協力、そして多様な学生と世界の超一流講師陣の融合によりこのプログラムは実施されます。

未来型医療創造卓越大学院プログラムには、以下の3つのコースを設置します。

- 1 Data Science コース**：データに基づいた未来社会の福祉・医療の高度化。高齢者の慢性疾患に対する先鋭的な予防・診断・治療法の開発など
- 2 Technology コース**：医療と福祉のイノベーションをめざした、新しい技術の開発と実用化。全人的に日常の生活から介護までをサポートするツールの開発など
- 3 Society コース**：実践に根ざした、医療・保健・介護の政策の立案および実施。高齢者の医療・福祉の充実を社会の成長と調和させる社会システムの構築など

それぞれのコースは独立したものではなく、選抜された各コースの学生と優れた講師が融合して実践的な教育を行います。QE0 で選抜されたプログラム候補生は、バックキャスト研修を含めた半年間のプログラム履修後、QE1 での選抜を経てプログラム正規生となり、各コースに所属します。定員は各年度15名程度で、各研究科の博士課程教育に加えてこのプログラムを修了すると、学位記にこの卓越大学院プログラムを修了したことが明記されます。

2. 育成する人材像

1. 領域にとらわれず、医学・医療の知識と技術を社会のニーズを結びつける能力をもつ。
2. 集学的・多角的な視点で研究を行い、未来のライフサイエンスを開拓する行動力がある。
3. 他者への興味と理解がある豊かな人間性と、国際的リーダーシップを実践できる。

3. 出願資格 (2024年4月期)

本プログラムに出願できる者は、このプログラムの趣旨を十分に理解し、博士課程の学位取得への意欲があり、下記の研究科・専攻の修士課程の1年次、博士課程前期2年の課程の1年次、博士後期課程3年の課程1年次(社会人経験者)または医・歯・薬学の履修課程の1年次に入学する者としてます。2023年10月入学者も若干名募集します。

詳しい資格は、「プログラム候補生選抜試験 (Qualifying Exam 0: QE0) 学生募集要項」で確認してください。

【未来型医療創造卓越大学院プログラムに参画する研究科 (専攻)】

文学研究科 (日本学専攻、広域文化学専攻、総合人間学専攻)

教育学研究科 (総合教育科学専攻)

経済学研究科 (経済経営学専攻)

医学系研究科 (医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻、公衆衛生学専攻)

歯学研究科 (歯科学専攻)

薬学研究科 (医療薬学専攻、分子薬科学専攻、生命薬科学専攻)

情報科学研究科 (応用情報科学専攻、情報基礎科学専攻、人間社会情報科学専攻)

生命科学研究科 (脳生命統御科学専攻、生態発生適応科学専攻、分子化学生物学専攻)

医工学研究科 (医工学専攻)

【本プログラムに参画する本学の研究所等】

東北大学病院、東北メディカル・メガバンク機構、加齢医学研究所 など

4. 未来型医療創造卓越大学院プログラム指定授業科目一覧

1. 授業科目、単位数及び履修方法

表1 修士課程および博士前期課程

科目群	授業科目	必修 (単位)	備考
DTS共通 基礎科目	FM DTS融合セミナー	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMリーダーシップA	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMアントレプレナーA	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FM医療概論	2	
	FM English basic	1	
	FM文理融合科目A	2	別に定める科目一覧から自コース1科目のほか、他の2コースの科目からいずれか1科目を選択履修
	FMバックキャスト研修	—	

表2 博士後期課程および医学・歯学・薬学履修課程（進学者）

科目群	授業科目	必修 (単位)	備考
DTS共通 専門科目	FM DTS融合セミナーadvance	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMリーダーシップB	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMアントレプレナーB	2	プログラムが指定するセミナーを受講
	FM English advance	2	
	FM文理融合科目B	2	別に定める科目一覧から自コース1科目のほか、他の2コースの科目からいずれか1科目を選択履修
	FMビルドアップ研修	—	

表3 博士後期課程（社会人経験者）
医学・歯学・薬学履修課程（修士課程または博士前期課程を経ない者）

科目群	授業科目	必修 (単位)	備考
DTS共通 基礎科目	FM医療概論	2	
	FM English basic	1	
DTS共通 専門科目	FM DTS融合セミナーadvance	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMリーダーシップB	1	プログラムが指定するセミナーを受講
	FMアントレプレナーB	2	プログラムが指定するセミナーを受講
	FM English advance	2	
	FM文理融合科目B	2	別に定める科目一覧から自コース1科目のほか、他の2コースの科目からいずれか1科目を選択履修
	FMバックキャスト研修	—	
	FMビルドアップ研修	—	

2. 進級及び修了要件

(1) 修士課程または博士前期課程から、博士後期課程または医・歯・薬学履修課程への進級要件は、下記①から⑤を全て満たすものとする。

- ① 本プログラムが実施する資格審査試験（Qualifying Exam 1：QE1）に合格していること。
- ② 在籍する研究科専攻の修了要件を満たしていること。
- ③ DTS 共通基礎科目の必修科目 6 単位を修得していること。
- ④ 「FM 文理融合科目 A」について、別に定める科目一覧から自コース 1 科目のほか、他の 2 コースの科目からいずれか 1 科目を選択履修し、2 単位以上を修得していること。
- ⑤ 「FM バックキャスト研修」に参加し、所定の研修プログラムを終了していること。

(2) 本プログラムの修了要件は、下記①から⑥を全て満たすものとする。

- ① 在籍する研究科専攻の修了要件を満たしていること。
- ② DTS 共通専門科目の必修科目である 6 単位を修得していること。なお、医・歯・薬学履修課程からプログラム科目の履修を開始した者は、合わせて DTS 共通基礎科目から「FM 医

療概論」及び「FM English basic」の単位を修得していること。

- ③ 「FM 文理融合科目 B」について、別に定める科目一覧から自コース 1 科目のほか、他の 2 コースの科目からいずれか 1 科目を選択履修し、2 単位以上を修得していること。
- ④ 「FM ビルドアップ研修」に参加し、所定の研修プログラムを終了していること。
なお、医・歯・薬学履修課程からプログラム科目の履修を開始した者は、合わせて「FM パックキャスト研修」に参加し、所定の研修プログラムを終了していること。
- ⑤ 本プログラムが実施する最終試験（Qualifying Exam 2 : QE 2）に合格すること。
- ⑥ 必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出し、高等大学院機構産学共創大学院プログラム部門が実施する産学共創大学院プログラム学位審査及び最終試験に合格すること。

◎東北大学未来型医療創造卓越大学院プログラムホームページ

<http://www.fmhc.tohoku.ac.jp/>

プログラムの詳細及び最新の情報は、随時ホームページに掲載します。



教育職免許状の取得について

学校教育法第一条に定める中学校、高等学校などの各学校の教員となるためには、教育職員免許法に定める所定の単位を修得し、各都道府県の教育委員会から授与される教育職員免許状を取得する必要があります。

ここでは、取得しようとする専修免許状と同教科の一種免許状を有する者及び授与を受けることができる者が、専修免許状を取得する場合の所要資格などについて説明します。

なお、一種免許状を取得していない者で、新たに専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目を修得しなければなりません。その所要資格などについては、出身大学(学部)での既修得単位及び教育職員免許法の改正等に伴い個々に修得科目(単位)が異なると思われますので、教務係に相談してください。

1. 取得できる免許状の種類、教科、基礎資格及び最低修得単位数

免許状の種類	基礎資格	大学院において修得することを必要とする教科に関する科目の最低修得単位数
中学校専修免許状(理科)	修士の学位を有すること。	24
高等学校専修免許状(理科)		

2. 本研究科で免許状を取得するための教科に関する科目の単位及び履修方法は次のとおりです。

区分	授業科目名	単位		備考
		必修	選択	
共通科目 A	生命倫理特論		1	これら 21 科目から 24 単位以上を修得
共通科目 B	バイオ産業基礎論		1	
共通科目 B	環境マネジメント講座		1	
共通科目 C	脳生命統御科学概論		2	
共通科目 C	生態発生適応科学概論		2	
共通科目 C	分子化学生物学概論		2	
専門科目	先端生化学特論 I		2	
専門科目	先端生化学特論 II		2	
専門科目	先端細胞生物学特論 I		2	
専門科目	先端細胞生物学特論 II		2	
専門科目	先端生態学特論 I		2	
専門科目	先端生態学特論 II		2	
専門科目	先端脳生命統御科学特論 I (神経ネットワーク)		2	
専門科目	先端脳生命統御科学特論 II (細胞ネットワーク)		2	
専門科目	先端脳生命統御科学特論 III (分化制御ネットワーク)		2	
専門科目	先端生態発生適応科学特論 I (個体ダイナミクス)		2	
専門科目	先端生態発生適応科学特論 II (生態ダイナミクス)		2	
専門科目	先端生態発生適応科学特論 III (多様性ダイナミクス)		2	
専門科目	先端分子化学生物学特論 I (ケミカルバイオロジー)		2	
専門科目	先端分子化学生物学特論 II (分子ネットワーク)		2	
専門科目	先端分子化学生物学特論 III (階層的構造ダイナミクス)		2	

*「単位数」の「必修」・「選択」は教員免許状取得のための必修科目・選択科目の別です。本研究科を修了するための必修・選択の別ではありませんので注意してください。

3. 教育職員免許状の申請について

教育職員免許状は、大学が発行するものではなく、都道府県の教育委員会への申請に基づき授与されるものです。ただし、(3月修了者のみ)、申請手続きを行った者は、学位記授与式の日に関許状を受け取ることができます。なお、この申請手続きについては、11月頃に Web 等でお知らせします。

学 生 心 得

※以下に掲載しているURL等や情報は、規程改正等により変更になることがあります。

1 一般

1) 学生窓口・学生の方への連絡方法について

- (1) 学生窓口（生命科学研究科片平キャンパス）の受付時間は、次のとおりです。
教務係窓口 平日 8:30 ～ 17:15 ※休業日を除く
- (2) 本研究科において学生に周知する事項は、原則として生命科学研究科ウェブサイトの「在学生の方」に掲載します。この周知事項はフィード配信（一部対応していません）していますので、見落としの無いようメールアプリ等で定期配信設定をしてください。
https://www.lifesci.tohoku.ac.jp/oncampus/how_to_rss.html（設定方法等）

2) 学生証について

- (1) 学生証は、常時携帯し、本学の教職員から要求があった場合には、速やかに提示してください。
- (2) 紛失したときは、直ちに警察に届出をし、生命科学研究科教務係窓口で「再交付」の手続きをとってください。（縦 4cm×横 3cm の写真が必要です。）
- (3) 修了・退学等により学生の身分がなくなるときは、生命科学研究科教務係に返納してください。

3) 東北大 ID、及び主な学生向けウェブサービスについて

(1) 東北大 ID

東北大 ID は、本学に所属する学生全員に発行される ID です。本学における様々なシステムを利用する際に、この東北大 ID と東北大 ID パスワードが必要になります。この東北大 ID は本学に初めて入学する際に発行されますので、大切に保管してください。

(2) 学生用ポータルサイト

学生用ポータルサイトは、複数ある学生向けのウェブサービスにアクセスするシステムです。学生は、本システムから目的のウェブサービス（学務情報システムや DCMail 等）に簡単にアクセスすることができます。

この学生用ポータルサイトは、東北大学ウェブサイトの「学生の方へ」画面からログインできます。また、あらかじめ Secure Reverse Proxy (SRP) のイメージマトリクス認証の設定を行うことにより、学外からもアクセスすることが可能です。

<https://www.dc.tohoku.ac.jp/guide/srp/srp.html>（学生用ポータルサイトの詳細）

(3) 学務情報システム

学務情報システムは、主に履修登録・確認、成績照会を行うシステムです。また、シラバスの閲覧などを行うことができます。学生用ポータルサイトからアクセスできます。

<https://www.dc.tohoku.ac.jp/guide/ea/ea.html>（教育系情報システム URL）

(4) 学生用電子メール (DCMail)

本学の学生全員が利用できるメールサービスで、本学に入学すると同時に東北大学公式のメールアドレス (DCMail) が付与されます。学生へのメール連絡は、この DCMail アドレスに送信しますので、必ず確認をしてください。また、普段使用しているメールアドレスから DCMail を閲覧したい場合は、転送機能を利用ください。学生ポータルサイトからアクセスできます。

<https://www.dc.tohoku.ac.jp/guide/dcmail/newdcmail.html> (DCMail の詳細)

4) 指導教員・副指導教員について

- (1) 指導教員は、授業科目の履修及び研究についての指導を担当しますが、生活及び健康等広く学生の個人的な相談にも応じています。入学後に指導教員との面談も実施します。履修状況や自分の生活のことについて、指導教員と綿密に連絡をとるようにしてください。
- (2) 副指導教員は、自分が所属する研究室以外の教員が担当します。学生は、指導教員だけではなく、副指導教員にも研究等について相談を行うことができます。副指導教員は、学生からの相談に対し、第三者的な視点からアドバイスをを行います。また、毎年、副指導教員との面談を実施します。

5) 証明書等発行について

- (1) 在学証明書・修了見込証明書 (最終学年のみ)・成績証明書・定期健康診断結果報告書は証明書自動発行機 (設置場所は下記参照) により発行してください。証明書自動発行機で証明書等を発行する際は、学生証及び東北大 ID パスワードが必要です。
- (2) その他の証明書等を必要とするときは、所定の用紙に必要事項を記入し、生命科学研究所教務係に申し込んでください。

なお、本研究科で発行できる証明書は、本研究科在籍時のものに限りです。

※証明書自動発行機設置場所

片平キャンパス	… エクステンション教育研究棟 1 階エントランスホール
青葉山北キャンパス	… 理学部・理学研究科教務窓口前
青葉山東キャンパス	… 工学部・工学研究科中央棟 1 階
青葉山新キャンパス	… 農学系総合研究棟本館 1 階エントランスホール
星陵キャンパス	… 星陵会館 1 階エントランスホール
川内北キャンパス	… 教育・学生総合支援センター1 階
川内南キャンパス	… 文科系総合講義棟コモンスペース

6) 学生旅客運賃割引証 (学割) について

- (1) 学割は証明書と同様に証明書自動発行機で発行できます。
- (2) 年間交付枚数は、1 人 20 枚です。使用にあたっては、使用期限に注意し、不正行為等ないようにしてください。

7) 休学・退学等の手続きについて

病気、その他事故等により 3 月以上修学することができない場合、または退学を希望する場合は、休学又は退学の許可を願い出ることができます。

休学、退学を希望する方は、願い出る様式を取得し、自身及び保護者が署名した上で、指

導教員と面談を行って下さい。また、「休学願等に関する所見」を指導教員に作成してもらい、「休学願」又は「退学願」と併せて生命科学研究科教務係に提出して下さい。

「休学願」は休学開始日前までの授業料の納付を確認した後、
「退学願」は退学日前日までの授業料の納付を確認した後で正式受理します。

「休学願」・「退学願」・「休学願等に関する所見」及び提出期限等は生命科学研究科在学生の方「休学・退学」ウェブサイトを確認、ダウンロードできます。

<https://www.lifesci.tohoku.ac.jp/oncampus/withdrawal/info.html>

不明な点がある場合は、お早めに生命科学研究科教務係までお問い合わせください。

8) 身上事項の変更が生じた場合

氏名、住所、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに東北大学学務情報システムから修正してください。

9) 旧姓又は通称名の使用について

- (1) 旧姓又は通称名（以下「旧姓等」という）の使用を希望する場合、旧姓等と戸籍の原本との相違に関する説明責任は当該学生が負うことを条件に認めることがあります。
- (2) 旧姓等の使用を希望する方は、生命科学研究科教務係に申し出てください。
- (3) 旧姓等の使用が認められた場合、学生名簿、学生証、学位記及び各種証明書に記載する氏名は、原則として認められた旧姓等とします。

2 履修・成績関係

1) 履修登録

- (1) 履修登録は Web（学務情報システム）により行います。本便覧の履修案内及びシラバス等をもとに、前期・後期毎に履修する科目の履修登録を行ってください。
- (2) 本研究科のシラバスは、Web（学務情報システム）で閲覧してください。
- (3) 学務情報システムの利用には東北大 ID 及び東北大 ID パスワードが必要です。
- (4) 履修科目の登録期間は、前期・後期毎にお知らせします。
- (5) 履修登録をしないで授業を受けることはできません。また、履修しても単位は認められません。
- (6) 同一時間の重複履修は認められません。
- (7) 学部の全学教育科目・他学部・他研究科の授業科目を履修する場合は、生命科学研究科教務係に問い合わせてください。

2) 成績評価等の取り扱い

授業科目の成績の評価は、AA・A・B・C 及び D の 5 段階とし、AA・A・B 及び C を合格とします。その基準は次のとおりです。

AA 90 点～100 点 A 80 点～89 点 B 70 点～79 点 C 60 点～69 点 D 59 点以下

また、5 段階評価以外に次のものがあります。

合格（成績が合格であるもの） 認定（本学において修得した単位と認定したもの）

なお、成績評価に不明な点がある場合は、以下の (1) ～ (5) のとおり取り扱います。

ただし、全学教育科目及び他部局等の授業科目については、その開講している部局等の申

し立て方法にのっとり対応するため、開講部局の教務係に確認してください。

- (1) 成績発表後、その成績に疑問がある学生は生命科学研究科教務係に申し出ることができる。教務係から授業担当教員へ連絡することで、当該学生は説明を受けることができる。
- (2) その成績に不服がある学生は、教務係に成績不服申立申請書（様式自由）を提出することで、不服を申し立てることができる。
- (3) 教務係は受理した不服申立申請書を教務委員会に提出する。その後、教務委員会の委員若干名で構成する審査委員会を設置した上で、不服の申し立てを審査する。
- (4) 審査委員会は成績評価を分析した上で、教務係を通じて結果を授業担当教員及び学生に伝える。
- (5) 授業担当教員は成績評価を行った年度から1年間、答案、レポート等を成績評価の根拠として保管し、審査委員会の開示請求に対応しなければならない。
- (6) 成績疑問の申し出と、成績不服の申し立ては、当該授業科目開講年度（成績評価年度）から、1年以内とする。

3) 授業欠席について

- (1) 全学教育に倣い、公欠の取り扱いは無し。
- (2) 原則として、授業の60%程度に出席しなければ成績評価の対象とならないので留意する。

4) 生命科学研究科のGPAについて

（評価及びGP）

生命科学研究科で使用される成績評価に対し、与えられるGPを以下のとおりとする。合格のGPは素点評価が平均的な89-80点の3.0で算出する。

成績の評価			GP
5段階評価	2段階評価	素点	
AA	-	100-90	4.0
A	合格	89-80	3.0
B	-	79-70	2.0
C	-	69-60	1.0
D	不合格	59-0	0.0

（GPA対象授業科目）

対象授業科目は、当該学生が上記成績評価を受けて修得した全ての科目を対象とする。

※成績評価「認（認定）」、「/（履修放棄）」「E（履修取消）」といった上記成績評価を得ていない授業科目は、修了要件科目であってもGPA算出には含めない。

（成績証明書への記載）

原則、成績証明書には記載しない。ただし、留学、就職等の目的で成績証明書提出先からGPAの記載を求められたときは、下記の算出方法により証明書に記載する。

（GPAの種類と算出方法）

- ① 本研究科で成績証明書に明記するGPAは、累積GPAのみとする。

②算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てる。

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{(在学全期間に評価を受けた授業科目の GP} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{在学全期間に評価を受けた授業科目の単位数の合計}}$$

3 健康診断・放射線作業従事者登録

1) 定期健康診断

- (1) 定期健康診断は、5月頃に全学生を対象として実施します。受診しないと就職等に必要ない健康診断書は発行されません。十分注意してください。
- (2) 浅虫海洋生物学教育研究センター等の遠隔地の研究室に所属する方は、居住地の医療機関での受診も可能です。生命科学科教務係にご相談ください。

2) 特別健康診断

(1) 放射線取扱者特別健康診断

放射線研究作業に従事する学生には、放射線による傷害の防止のため、年2回皮膚、血液及び眼等の検査を行っています。実施期間等はその都度お知らせします。放射線研究作業従事者の方は必ず受診する必要があるため、注意してください。

(2) 有機溶剤取扱者特別健康診断

有機溶剤による傷害の防止のため、年2回有機溶剤を取り扱う者の尿、血液、肝臓等の検査を行っています。実施期間等はその都度お知らせします。

3) 放射線研究作業従事登録

研究・実験に伴い、放射線研究作業に従事する必要がある方は、あらかじめ従事しようとする施設を管理する部局に登録することが義務づけられています。この登録を行わないと放射線研究作業に従事できません。

登録の申請は、居住するキャンパスの事務室にお問い合わせください。

4 もしもの時の備え

1) 学生教育研究災害傷害保険（学研災）・学研災付帯賠償責任保険（学研賠）

学生教育研究災害傷害保険（学研災）は、通学中、正課中、学校行事中、学校施設内にいる間、課外活動（クラブ活動）中に加入者本人が被った災害傷害に対して、必要な給付を行う保険です。

学研災付帯賠償責任保険（学研賠）は、通学、正課、学校行事、ボランティア等での課外活動及びその往復で他人にケガを負わせたり、他人の財物を損壊した事により被る法律上の損害賠償を保障する保険です。

安心して学生生活を送るためには、災害・事故への十分な備えが必要不可欠です。必ず加入してください。

2) 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険（インバウンド付帯学総）

外国人留学生の方には、より安心して日本での留学生活を送れるように、学研災に加え、正課・学校行事・キャンパス内等における傷害事故の補償に加え病気や救済者費用、賠償責任等の補償が充実しているインバウンド付帯学総の加入を義務付けています。

なお、本保険に加入した場合、学研賠への加入は不要です。

3) 正課教育中の研究災害

本研究科の学生が、正課教育中に起きた事故等により東北大学病院において治療を受ける場合、必要な手続きをとることにより、治療に要した費用を本研究科で負担することがあります。

事故によりケガをおった場合は、まず指導教員に報告の上、東北大学病院で受診し、生命科学研究所教務係に申し出てください。

4) 安否確認システム

本学では、東日本大震災の教訓をもとに、災害時に学生及び教職員の安否を速やかに確認できるよう、安否確認システムを導入しています。本システムは、災害時に学生及び教職員全員に安否確認メールを配信し、メール本文に記載されている URL へアクセスしてもらうことで、各人の安否状況を確認するシステムです。

安否確認メールは学務情報システムに登録されているメールアドレスおよび DCMail のアドレスに配信されますので、あらかじめ緊急時でも使用できるメールアドレスを学務情報システムに登録するか、緊急時でも DCMail を確認できるようにしてください。

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/somu/saigaitaisaku/index3.html>
(安否確認システムについて)

5 各種相談窓口

1) 学生相談所・特別支援センター

学生相談・特別支援センターでは、みなさんのこころ豊かな学生生活をサポートしています。大学生活を送る中でさまざまなことに悩み、不安を感じることもあるかもしれません。そんなとき、どうぞ気軽な気持ちでご利用ください。

相談内容についての秘密は厳密に守られますので、安心してご相談ください。

学生相談所・特別支援センターウェブサイト：<https://www.ccds.ihe.tohoku.ac.jp/>

(1) 学生相談所

学生相談所では、学業、将来の進路、人間関係、性格、こころの健康など、学生生活を送る上でのさまざまなことに関して、専門のスタッフ（臨床心理士）が相談に応じます。必要に応じて、より適切な相談機関や窓口、教員などを紹介することもあります。

(2) 特別支援室

特別支援室では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害など、障害のある学生の相談をお受けしています。修学・生活上の困りごと、つまづきなどを感じている方はどうぞご相談ください。専門の相談員がサポートいたします。相談内容に応じて、学内の関連部署との連絡や調整、支援ネットワークづくりのコーディネーターなども行っています。

(3) 利用方法

学生相談・特別支援センターに直接お越しいただくか、電話や電子メールにて予約をお取りください。事前にご連絡いただき、予約を取っていただいた方がスムーズに相談することができます。

所在地 川内北キャンパス 保健管理センター隣

学生相談所

TEL: 022-795-7833 E-mail: gakuso@ihe.tohoku.ac.jp

特別支援室

TEL: 022-795-7696 E-mail: t-sien@ihe.tohoku.ac.jp

相談時間

月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時（祝日および年末年始は休みです）

2) 研究科における学生相談窓口

大学生活の中でさまざまな問題にぶつかったとき、学生相談・特別支援センターでの相談のほかに、本研究科にも学生相談窓口があります。気軽に相談してください。

生命科学研究科ウェブサイト「在学生の方」→「学生相談窓口」から申し込んでください。

3) ハラスメント相談窓口及び相談員

ハラスメントの被害にあったら、どんなことでもまず相談してみてください。相談員は、あなたの意思に添って、あなたと一緒に考えます。相談したことで、あなたの不利になることはありません。また、プライバシーは必ず守られます。

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/jinji/open/sodan/external/index.htm>

（ハラスメント、健康、メンタルヘルスに関する外部相談窓口）

なお、生命科学研究科相談窓口は学生相談窓口と同じです。

生命科学研究科ウェブサイト「在学生の方」→「学生相談窓口」から申し込んでください。

4) 就職に関する相談窓口及び相談員

進路全般のほか、インターンシップ、企業選び、応募書類の書き方、面接の仕方など、キャリア構築や就職活動について専門家に個人相談できます。書類添削、面接練習などにも対応してもらえます。進路について迷っている方、就職活動のポイントを押さえてうまく学業と両立させたい方など、ぜひご利用ください。

(1) 東北大学キャリア支援センター 個別相談

開催日時、予約方法については、下記の東北大学キャリア支援センターウェブサイトをご覧ください。

<https://www.career.ihe.tohoku.ac.jp/>

(2) 生命科学研究科 キャリア相談

開催日時、予約方法については、下記の生命科学研究科ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.lifesci.tohoku.ac.jp/oncampus/career/consult.html>

東北大学キャリア支援センター、生命科学研究科では、就職について個人相談のほかにも様々な支援を行っています。詳細については次頁の URL をご参照ください。

東北大学キャリア支援センター

<https://www.career.ihe.tohoku.ac.jp/>

生命科学研究科キャリア支援

<https://www.lifesci.tohoku.ac.jp/oncampus/career/>

東北大学大学院生命科学研究科規程

平成 13 年 3 月 31 日

規第 104 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 2 条）
 - 第 2 章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻（第 3 条—第 6 条）
 - 第 3 章 教育方法等（第 7 条—第 15 条）
 - 第 4 章 他の大学の大学院等における修学及び留学等（第 16 条—第 20 条）
 - 第 5 章 課程修了（第 21 条—第 26 条）
 - 第 6 章 科目等履修生（第 27 条—第 33 条）
 - 第 7 章 特別聴講学生及び特別研究学生（第 34 条—第 36 条）
- 附則

第 1 章 総則

第 1 条 東北大学大学院生命科学研究科（以下「本研究科」という。）における入学、教育方法、課程修了等については、東北大学大学院通則（昭和 28 年 11 月 16 日制定。以下「通則」という。）及び東北大学学位規程（昭和 30 年 1 月 1 日制定）に定めるところのほか、この規程による。ただし、生命科学研究科長（以下「本研究科長」という。）は、この規程にかかわらず、必要に応じ、生命科学研究科教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、特例を定めることができる。

第 1 条の 2 本研究科は、広範囲な生命科学の領域において、基礎から専門までの体系的な教育及び専門性を深化させる研究を行うことにより、生命・環境倫理に裏付けられた高度な専門性を有し、かつ、生命現象の包括的かつ統合的な理解と人類の福祉への貢献とを両立して国内外で活躍できる人材を育成することを目的とする。

第 2 条 本研究科に、次の専攻を置く。

脳生命統御科学専攻

生態発生適応科学専攻

分子化学生物学専攻

第 2 章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

第 3 条 通則第 11 条の規定により入学を願い出た者に対する選考方法は、本研究科教授会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第 4 条 通則第 13 条の規定により再入学を願い出た者があるときは、退学後 2 年以内及び同一専攻への再入学に限り、選考の上、許可することがある。ただし、特別な事情がある者については、退学後 2 年を超えたときにおいても許可することがある。

2 前項の選考方法は、教授会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

3 第 1 項の規定により再入学した者の既修の授業科目、単位及び在学期間の認否は、教授会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

第 5 条 通則第 14 条の規定により進学を願い出た者、通則第 15 条の規定により編入学を願い出た者並びに通則第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定により転科、転入学及び転専攻を願い出た者に対する選考の方法は、教授会の議を経て、本研究科長が別に定める。

2 転科、転入学及び転専攻した者の既修の授業科目、単位及び在学期間の認否は、教授会の議を経て、本研究科長がその都度定める。

第 6 条 入学又は編入学を許可された者が本研究科に入学又は編入学する前に次の各号に掲げる教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。)は、教育上有益と認めるときは、本研究科において修得した単位とみなすことがある。

一 東北大学大学院又は他の大学の大学院(以下「他の大学院」という。)

二 外国の大学の大学院又はこれに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学院等」という。)

三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて文部科学大臣が別に指定するもの又は通則第 15 条第 5 号に規定する国際連合大学(以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。)

2 前項の規定により本研究科において修得したものとみなすことができる単位数は、前期 2 年の課程(以下「前期課程」という。)にあつては 14 単位まで、後期 3 年の課程(以下「後期課程」という。)にあつては 1 単位とし、同項及び第 19 条第 1 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前期課程にあつては合わせて 20 単位まで、後期課程にあつては合わせて 5 単位までとする。

第 3 章 教育方法等

第 7 条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行う。

第 8 条 前期課程の授業科目の区分は、共通科目 A、共通科目 B、共通科目 C、専門科目及び関連科目とする。

2 本研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

3 授業科目は、講義、演習及び実験により行う。

第 9 条 研究科長は、学生の履修及び研究を指導するために、教授会の議を経て、各学生ごとに指導教員を定める。

第 10 条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、教授会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者(以下「長期履修学生」という。)が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、教授会の議を経て、本研究科長が許可することがある。

3 前二項に定めるもののほか、長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、教授会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第 11 条 学生は、本研究科長の許可を得て、前期課程にあつては所属する専攻以外の専攻若しくは他の研究科の前期課程若しくは学部の授業科目を、後期課程にあつては前期課程、所属する専攻以外の専攻、他の研究科若しくは学部の授業科目を履修し、又は他の研究科において研究指導の一部を受けることができる。この場合には、その研究科又は学部の所定の手続によらなければならない。

2 前項に定めるもののほか、学生は、本研究科長の許可を得て、東北大学大学院共通科目規

程（令和 年規第 号）に定める授業科目（以下この項において「大学院共通科目」という。）について、前期課程にあっては同規程別表第 1 に定めるものを、後期課程にあっては同規程別表第 1 又は別表第 2 に定めるものを履修することができる。この場合において、大学院共通科目の履修手続については、同規程に定めるところのほか、本研究科委員会の議を経て、本研究科長が別に定める。

- 3 前二項の規定により履修した授業科目で、関連科目として第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項及び第 23 条第 1 項（前期課程に係る部分に限る。）の合計単位数に含めることのできるもの及びその単位数は、教授会の議を経て、本研究科長が定める。
- 4 他の研究科の学生が、本研究科の授業科目の履修又は本研究科において研究指導を受けることを願い出たときは、許可することがある。

第 12 条 授業科目の履修認定は、試験等による。試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

第 13 条 試験等は、所定の時期に行う。

第 14 条 前条のほか、教授会が特に必要があると認めるときは、追試験等を行うことがある。

第 15 条 履修した授業科目の成績の表示は AA、A、B、C、D とし、AA、A、B、C を合格とする。成績は、公表しない。

第 4 章 他の大学の大学院等における修学及び留学等

第 16 条 学生は、本研究科長の許可を得て、教授会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第 17 条 学生は、本研究科長の許可を得て、教授会の議を経て、本研究科長が別に定める他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることができる。この場合において、前期課程の学生が当該研究指導の一部を受けることができる期間は、1 年を超えないものとする。

第 18 条 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると教授会の議を経て、本研究科長が認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると教授会の議を経て、本研究科長が認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。
- 3 留学の期間は、在学年数に算入する。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第 19 条 第 16 条の規定により履修した授業科目について修得した単位、第 17 条の規定により受けた研究指導並びに前条第 1 項及び第 4 項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、教授会の議を経て、本研究科長が定めるところにより、本研究科において修得した単位又は受けた研究指導としてみなす。

- 2 前項の規定により、本研究科の前期課程において修得したものとみなすことができる単位数は 15 単位までとし、第 6 条第 1 項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて 20 単位までとする。
- 3 第 1 項の規定により本研究科の後期課程において修得したものとみなすことができる単位

数は、第 6 条第 1 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて 5 単位までとする。

第 20 条 この章に規定するもののほか、他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における修学、外国の大学院等への留学及び休学中の外国の大学等における修学に関し必要な事項は、教授会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第 5 章 課程修了

第 21 条 本研究科の前期課程を修了しようとする者は、同課程に 2 年以上在学し、共通科目 A、共通科目 B 及び共通科目 C 並びに所属専攻の専門科目及び関連科目を合わせて 30 単位以上（うち共通科目 A は 2 単位、共通科目 B は 2 単位及び共通科目 C は 4 単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会の議を経て、本研究科長が認めた場合には、1 年以上（次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、修士論文の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。

一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

3 本研究科の後期課程を修了しようとする者は、同課程に 3 年以上在学し、専攻共通の授業科目 1 単位以上及び所属専攻の授業科目 8 単位の計 9 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会の議を経て、本研究科長が認めた場合には、1 年（2 年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年）以上在学すれば足りるものとする。

第 21 条の 2 前期課程においては、第 6 条第 1 項の規定により本研究科に入学する前に修得した単位を本研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年までの期間在学したものとみなすことがある。ただし、この場合においても、前期課程に少なくとも 1 年以上在学しなければならない。

第 22 条 修士論文は、前期課程に 1 年以上在学し、共通科目 A、共通科目 B、共通科目 C 並びに所属専攻の専門科目及び関連科目を合わせて 14 単位以上を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

2 博士論文は、後期課程に 2 年以上在学し、専攻共通の授業科目 1 単位以上及び所属専攻の授業科目 8 単位の計 9 単位以上を修得し、研究指導を受けた者でなければ提出することができない。

3 第 21 条第 1 項ただし書又は第 3 項ただし書の規定を適用させようとする場合の修士論文及び博士論文の提出については、教授会の議を経て、本研究科長が別に定める。

4 修士論文は、本研究科の各専攻においてそれぞれ指定した期日までに提出しなければならない。

第 23 条 最終試験は、前期課程にあつては共通科目 A、共通科目 B 及び共通科目 C 並びに所属専攻の専門科目及び関連科目を合わせて 30 単位以上（うち共通科目 A は 2 単位、共通科

目 B は 2 単位及び共通科目 C は 4 単位以上) を修得し必要な研究指導を受けて修士論文を提出した者に対して、後期課程にあつては専攻共通の授業科目 1 単位以上及び所属専攻の授業科目 8 単位の計 9 単位以上を修得し必要な研究指導を受けて博士論文を提出した者に対して行う。

2 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連のある専攻分野について、口頭試問によって行う。

第 24 条 本研究科長が、教授会の議を経て、特に必要と認めた場合は、その年の 3 月に前期課程を修了すべき者で、修了できなかったものに対して、学位論文の追審査及び最終試験の追試験を行うことがある。

2 前項の追審査及び追試験には、第 22 条及び前条の規定を準用する。

3 追審査及び追試験の時期は、教授会がその都度定める。

第 25 条 課程修了の認定は、教授会の議を経て、本研究科長が行う。

第 26 条 学位論文及び最終試験の成績は、合格、不合格とする。

第 6 章 科目等履修生

第 27 条 本研究科の授業科目について履修を志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

第 28 条 科目等履修生として入学できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

第 29 条 科目等履修生として入学を志願する者は、履修しようとする授業科目を記載した所定の願書に必要書類を添えて、本研究科長に提出しなければならない。

第 30 条 科目等履修生として入学を志願した者に対する選考方法は、教授会の議を経て、本研究科長が別に定める。

第 31 条 科目等履修生の在学期間は 1 年とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

2 科目等履修生の在学期間は 2 年を超えることができない。

第 32 条 科目等履修生は、履修した授業科目につき所定の試験等を受けて、単位を修得することができる。

第 33 条 科目等履修生が修得した単位について証明を願い出たときは、本研究科長の単位修得証明書を交付することがある。

第 7 章 特別聴講学生及び特別研究学生

第 34 条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本研究科の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第 35 条 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本研究科において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、特別研究学生として受入れを許可することがある。

第 36 条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、教授会の議を経て、本研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(中略)

附 則 (平成 30 年 3 月 29 日規第 58 号改正)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に入学、進学及び編入学した者の転専攻、教育方法等及び課程修了は、改正後の第 2 条、第 8 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 3 項、第 22 条第 1 項及び第 2 項並びに第 23 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年 5 月 8 日規第 101 号改正)

- 1 この規程は、平成 30 年 5 月 8 日から施行し、改正後の第 11 条第 1 項及び第 3 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程による改正前の東北大学大学院生命科学研究科規定第 11 条第 3 項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則 (平成 30 年規第 54 号) 附則第 2 項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

附 則 (令和 3 年 3 月 30 日規第 51 号改正)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度以前に後期課程に進学、編入学及び転専攻した者の入学前の既修得単位の認定並びに他の大学院等における修学及び留学等については、改正後の第 6 条第 3 項及び第 19 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和 4 年 3 月 29 日規第 74 号改正)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 年 月 日規第 号改正)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

東北大学大学院生命科学研究科履修内規

制定 平成 17 年 11 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、東北大学大学院生命科学研究科規程（平成 13 年規第 104 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、東北大学大学院生命科学研究科（以下「本研究科」という。）において開設する授業科目、単位数及び履修方法について定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第 2 条 本研究科において開設する授業科目、単位数及び履修方法は、前期 2 年の課程にあつては別表第 1 に、後期 3 年の課程にあつては別表第 2 による。

なお、生態適応センター教育プログラムにおいて開設する授業科目、単位数及び履修方法は、別表第 3 による。別表第 3 の授業科目は、本研究科前期 2 年の課程の関連科目として認める。

附 則
(省略)

附 則 (平成 30 年 4 月 1 日改正)

- この内規は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 29 年度以前に入学、進学及び編入学した者の授業科目、単位数及び履修方法については、改正後の別表第 1、第 2 及び第 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1

専攻共通

区 分	授 業 科 目	講義その他	単位数	備 考
共通科目 A	生命倫理特論	講 義	1	必 修
	研究倫理・社会的責任論	講 義	1	必 修
共通科目 B	バイオ産業基礎論	講 義	1	必 修
	環境マネジメント講座	講 義	1	必 修
専門科目	先端生化学特論 I	講 義	2	選 択
	先端生化学特論 II	講 義	2	選 択
	先端細胞生物学特論 I	講 義	2	選 択
	先端細胞生物学特論 II	講 義	2	選 択
	先端生態学特論 I	講 義	2	選 択
	先端生態学特論 II	講 義	2	選 択
関連科目	その他生命科学研究科教授会 (以下「教授会」という。)に おいて関連科目として認めた もの			

脳生命統御科学専攻

区分	授業科目	講義その他	単位数	備考
共通科目 C	脳生命統御科学概論	講義	2	選択
	生態発生適応科学概論	講義	2	必修
	分子化学生物学概論	講義	2	必修
専門科目	先端脳生命統御科学特論Ⅰ (神経ネットワーク)	講義	2	左記の科目から 2科目選択必修
	先端脳生命統御科学特論Ⅱ (細胞ネットワーク)	講義	2	
	先端脳生命統御科学特論Ⅲ (分化制御ネットワーク)	講義	2	
	セミナー(脳生命統御科学)	演習	6	必修
	課題研究 A(脳生命統御科学)	実験・実習	10	必修

生態発生適応科学専攻

区分	授業科目	講義その他	単位数	備考
共通科目 C	脳生命統御科学概論	講義	2	必修
	生態発生適応科学概論	講義	2	選択
	分子化学生物学概論	講義	2	必修
専門科目	先端生態発生適応科学特論Ⅰ (個体ダイナミクス)	講義	2	左記の科目から 2科目選択必修
	先端生態発生適応科学特論Ⅱ (生態ダイナミクス)	講義	2	
	先端生態発生適応科学特論Ⅲ (多様性ダイナミクス)	講義	2	
	セミナー(生態発生適応科学)	演習	6	必修
	課題研究 A(生態発生適応科学)	実験・実習	10	必修

分子化学生物学専攻

区分	授業科目	講義その他	単位数	備考
共通科目 C	脳生命統御科学概論	講義	2	必修
	生態発生適応科学概論	講義	2	必修
	分子化学生物学概論	講義	2	選択
専門科目	先端分子化学生物学特論Ⅰ (ケミカルバイオロジー)	講義	2	左記の科目から 2科目選択必修
	先端分子化学生物学特論Ⅱ (分子ネットワーク)	講義	2	
	先端分子化学生物学特論Ⅲ (階層的構造ダイナミクス)	講義	2	
	セミナー(分子化学生物学)	演習	6	必修
	課題研究 A(分子化学生物学)	実験・実習	10	必修

別表第 2

専攻共通

授業科目	単位数	備考
イノベーションセミナー	1	必修
起業支援論	2	選択
バイオ産業実践科目	2	選択

脳生命統御科学専攻

授業科目	単位数	備考
課題研究 B (脳生命統御科学)	8	必修

生態発生適応科学専攻

授業科目	単位数	備考
課題研究 B (生態発生適応科学)	8	必修

分子化学生物学専攻

授業科目	単位数	備考
課題研究 B (分子化学生物学)	8	必修

別表第 3

(省略)

生命科学研究科授業科目単位の計算方法に関する申合せ

制定 令和6年1月10日

- 1 生命科学研究科において開設する授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次のとおりとする。
 - 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
 - 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の時間の授業をもって1単位とする。
 - 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、修士又は博士論文の審査及び最終試験の合格に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

附 則

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

東北大学大学院生命科学研究科における学位論文（修士・博士） 審査等取扱内規

制 定 平成13年4月1日

最新改正 令和6年2月9日

（趣旨）

第1条 東北大学大学院生命科学研究科（以下「本研究科」という。）における学位論文（修士論文・博士論文）の審査又は審査会及び最終試験（課程修了によるもの）又は学力確認（論文提出によるもの）については、東北大学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところのほか、この内規の定めるところによるものとする。

（学位論文提出期限）

第2条 学位論文は、指定する期日までに本研究科長に提出しなければならない。

（博士課程後期3年の課程の論文審査会及び論文最終試験等）

第3条 指導教員が必要と認めるときは、博士論文提出予定者に対し、博士論文審査会に先立ち事前に審査会（以下「予備審査会」という。）を設置することができるものとする。予備審査会は次のとおり行うものとする。

- （1）予備審査会は、指導教員が開催するものとする。
- （2）予備審査会の構成員は、指導教員を含め3名以上とし、指導教員が指名する。ただし、指導教員が分野長でない准教授の場合は、当該分野の分野長を含むものとする。
なお、予備審査会の構成員は、論文審査委員及び最終試験委員（以下「審査委員」という。）である必要はない。
- （3）予備審査会は、博士論文としての研究内容を点検するとともに、博士論文をまとめる上でのアドバイス等を与えるものとする。なお、予備審査会の実施方法は、指導教員に一任する。
- （4）予備審査会は、博士論文（審査用）等提出期限時までに、上記（3）を博士論文に反映できるよう完了しなければならない。
- （5）指導教員は、予備審査会の審査結果に基づき、博士論文提出予定者に対し、博士論文審査の日程等について指示する。

第4条 東北大学大学院生命科学研究科教授会（以下「教授会」という。）は、博士論文の審査会及び最終試験を行うため、審査委員を選出する。

- 2 第1項の審査委員の構成員については、「博士論文の論文審査会及び最終試験に関する申合せ事項」によりこれを定める。
- 3 論文審査会は、次により行う。
 - （1）論文審査委員をもって行う。
 - （2）論文審査委員は、博士論文（審査用）の論文を受領した後、内容を精査し、別に定める期間に論文審査会を開催する。開催日の調整は、指導教員が行う。
 - （3）博士論文提出学生は、論文審査会へ出席する。
 - （4）論文審査会の結果に基づき、論文の内容修正等について適宜指導する。
- 4 最終試験は、次により行う。
 - （1）審査委員をもって行う。
 - （2）審査委員は全員出席するものとする。
 - （3）最終試験は口頭発表及び質疑応答とする。
 - （4）最終試験の可否は、審査委員の採点及び合議を受けて、教授会にて決定する。なお、採点方法等は別に定める。

（博士課程後期3年の課程の必要な研究指導）

第5条 修了要件に規定する「必要な研究指導」の認定は、博士論文の提出をもって課程修了に必要な研究指導を受けたものとする。

- 2 3年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得して、かつ、必要な研究指導を受け

た者から、博士論文を提出しないで退学する旨願出があったときは、指導教員が、研究題名を付した研究指導認定報告書を提出することで課程修了に必要な研究指導を受けたものとする。

(博士論文等の作成方法)

第6条 博士論文は、電子データで作成し、次の体裁による表紙を付けるものとする。

表 紙

博士論文 ○○○○○ (論文題目) (日本語以外の英文等の場合は、 括弧書きで和訳を併記) 令和○○年度 東北大学大学院生命科学研究科 ○○○○○専攻 ○○ ○○ (氏名)

2 博士論文について、当該博士論文の全文に代えて要約を公表することを認められた場合には、博士論文の全文電子データ、要約電子データ及び上製本による印刷物を作成するものとする。

3 博士論文等提出の際の「論文内容要旨」は、和文の場合4,000字以内とし、英文の場合は2,000語以内とする

(審査結果の要旨の作成方法)

第7条 「博士論文の審査及び最終試験の結果の要旨」は、別に定める様式により作成するものとするが、その論文審査の結果の要旨については、1,000字以内とする。また、同要旨文末の表現例は、「自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と学識を有することを示している。したがって、○○○○提出の論文は、博士(生命科学)の博士論文として合格と認める。」等と記載するものとする。

(博士課程後期3年の課程の修業年限短縮)

第8条 卓越した成果を挙げ、短期修了に値すると教務委員会、運営機構会議および教授会にて認められた場合に短縮修了を認める。

(博士課程前期2年の課程の論文審査及び論文最終試験等)

第9条 教授会は、修士論文の審査及び最終試験を行うため、審査委員を選出する。

2 第1項の審査委員の構成員等については、「修士論文の論文審査及び最終試験並びに後期課程進学者の審査に関する申合せ事項」によりこれを定める。

3 論文審査は、次により行う。

(1) 論文審査委員をもって行う。

(2) 論文審査委員は、修士論文(審査用)の論文を受理した後、内容を精査し、論文提出学生に個別にアドバイスを行う。

(3) 指導教員は、最終試験に向け、修士論文の内容修正等について適宜指導を行う。

4 最終試験は、次により行う。

(1) 審査委員をもって行う。

(2) 審査委員は全員出席するものとする。

(3) 最終試験は口頭発表及び質疑応答とする。

(4) 最終試験の可否は、各審査委員の採点を受けて教授会にて決定する。なお、採点方法等は別に定める。

(博士課程前期2年の課程の必要な研究指導)

第10条 修了要件に規定する「必要な研究指導」の認定は、修士論文の提出をもって課程修了に必要な研究指導を受けたものとする。

(修士論文等の作成方法)

第11条 修士論文は、電子データで作成し、次の体裁による表紙を付けるものとする。

表 紙

修士論文 ○○○○○ (論文題目) (日本語以外の英文等の場合は、 括弧書きで和訳を併記) 令和○○年度 東北大学大学院生命科学研究科 ○○○○○専攻 ○○ ○○ (氏名)

(博士課程前期2年の課程の修業年限短縮)

第12条 修業年限短縮については、「前期2年の課程の短縮修了の手続きに関する申合わせ」によりこれを定める。

(論文提出によるものの審査等)

第13条 博士論文は、指定する期日までに紹介教授を経て本研究科長に提出しなければならない。

第14条 その他、論文提出によるものの論文博士審査等は、「生命科学研究科論文博士審査内規」によりこれを定める。

(その他)

第15条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会で決定するものとする。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年10月2日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年7月18日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年6月8日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年2月9日から施行する。

東北大学大学院生命科学研究科論文博士審査内規

制 定 平成 15 年 11 月 5 日
最新改正 令和 4 年 6 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 東北大学大学院生命科学研究科（以下「研究科」という。）において東北大学学位規程（以下「学位規程」という。）第 6 条の規定により学位授与の申請を受理した場合の博士論文の審査及び学力の確認については、学位規程の定めるところのほか、この内規の定めるところによる。

(審査会)

第 2 条 東北大学大学院生命科学研究科教授会（以下「教授会」という。）は、博士論文の審査及び学力の確認を行うため、審査会を設置する。

(組織)

第 3 条 審査会は、審査委員 5 人（論文審査委員（博士論文の審査及び学力の確認を行う委員 3 人以上。）並びに学力確認委員（学力の確認のみを行う委員 1 人以上。)) をもって組織する。

(主査)

第 4 条 審査会に、主査を置き、紹介教授または紹介准教授がつとめる。

(論文審査)

第 5 条 博士論文の審査は、研究科において行う学位規程第 5 条第 2 項の規定によるものと同じの方法により行う。

(学力の確認)

第 6 条 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語（英語）について行うものとする。

- 2 専攻分野の科目の学力の確認は、研究科において行う最終試験に準ずる審査（以下「学力確認」という。）とする。
- 3 外国語（英語）の学力の確認を行う委員は、論文審査委員の中から若干名を紹介教授が指名する。
- 4 学力の確認は、前 2 項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、博士論文に関連のある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(研究歴)

第 7 条 大学院博士課程修了者と同等以上の研究歴を有するものとし、次に掲げる研究歴の合計が、修士課程修了者及び博士課程中途退学者にあつては修了（退学）後 3 年以上、大学卒業者にあつては卒業後 5 年以上とする。

- (1) 大学又は研究機関等において研究に従事した期間
- (2) 前号と同等以上の内容を有する研究期間

(審査等の成績)

第 8 条 博士論文の審査及び学力の確認の成績は、合格又は不合格とする。

(報告)

第 9 条 審査会は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会に報告する。

(雑則)

第 10 条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、教授会で決定する。

附 則

この内規は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
(中略)

附 則

この内規は、令和 4 年 6 月 8 日から施行する。

東北大学研究生規程

昭和 38 年 5 月 15 日
規第 49 号

第 1 条 この規程は、東北大学（以下「本学」という。）における研究生の入学、種類、在学期間等について定めるものとする。

第 2 条 特殊事項について研究を志願する者があるときは、大学院の研究科、学部、附置研究所、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成 16 年規第 1 号。以下「組織運営規程」という。）第 20 条第 1 項に規定する機構、同条第 3 項に規定する研究組織、組織運営規程第 21 条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第 22 条から第 26 条までに規定するセンター等において支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第 3 条 研究生を分けて次の 3 種とする。

学部研究生 学部又は大学院の教員を指導教員として研究する者

研究所等研究生 附置研究所、組織運営規程第 20 条第 1 項に規定する機構、同条第 3 項に規定する研究組織、組織運営規程第 21 条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第 22 条から第 26 条までに規定するセンター等の教員を指導教員として研究する者

大学院研究生 大学院の教員を指導教員として研究する者

第 4 条 研究生の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学年を分けて、次の 2 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

第 2 学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

第 5 条 研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第 6 条 学部研究生及び研究所等研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学を卒業した者

二 短期大学又はこれと同等以上の学校を卒業（専門職大学の前期課程の修了を含む。）した者で関係学科を履修したもの

三 大学院の研究科、学部、附置研究所、組織運営規程第 20 条第 1 項に規定する機構、同条第 3 項に規定する研究組織、組織運営規程第 21 条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第 22 条から第 26 条までに規定するセンター等において、前二号と同等以上の学力があると認められた者

第 7 条 大学院研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 修士の学位を有する者

二 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

三 大学院の研究科において、前二号と同等以上の学力があると認められた者

2 前項に定めるもののほか、外国人であって、大学院研究生を志願できるものの資格は、研究科の定めるところによる。

第 8 条 研究生を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表のとおりとする。

第9条 研究生として入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表のとおりとする。

第10条 納付した検定料及び入学料は、返還しない。

第11条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

第12条 外国人である大学院研究生で、大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、その研究事項に関連のある1科目又は数科目を選んで聴講を願い出たものがあるときは、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、聴講を許可することがある。

2 前項の規定により聴講を許可された者は、聴講した授業科目につき所定の試験を受けて単位を修得することができる。

3 第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講単位の増減を願い出たときは、許可することがある。

第13条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付することがある。

2 前条第1項の規定により聴講を許可された者が、聴講した授業科目又は修得した単位について証明を願い出たときは、聴講証明書又は単位修得証明書を交付することがある。

第14条 本学の規則、命令に違反し、又は研究生の本分に反する行為のあった者は、懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告及び退学とする。

第15条 在学期間の中で退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第16条 研究生の授業料の月額額は、別表のとおりとし、入学の月から3月分ごとに前納しなければならない。ただし、学年内において、3月に満たない端数の月を生じたときは、その端数の月分の授業料を前納しなければならない。

2 第12条第1項の規定により聴講を許可された者は、前項に定める授業料のほか、聴講する授業科目につき授業料を納付しなければならない。

3 前項の授業料の額は、1単位に相当する授業について別表のとおりとし、毎学期授業開始前に、その学期の分を前納しなければならない。

4 納付した授業料は、返還しない。

5 授業料の納付すべき金額、期限、場所及び納付に関し必要な事項は、所定の場所に掲示する。

第17条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文科大臣裁定）に基づく国費外国人留学生及び大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月11日学術国際局長裁定）に基づく協定留学生の検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第8条、第9条第1項並びに第16条第1項及び第3項の規定にかかわらず、徴収しない。

第18条 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者は、除籍する。

第19条 この規程に定めるものを除くほか、研究生には、学生に関する規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 38 年 5 月 15 日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程施行の際、現に在学する従前の規定による研究生は、この規程による研究生として入学した者とみなす。
- 3 前項の規定による研究生にかかる研究料及び授業料の額については、定められた在学期間（在学期間が延長された場合で、その延長の始期が昭和 38 年 4 月 1 日以後のものを除く。）が満了するまでの間は、この規程にかかわらず、なお、従前の例による。

（省略）

附 則（平成 30 年 5 月 8 日規第 111 号改正）

この規程は、平成 30 年 5 月 8 日から施行し、改正後の第 2 条、第 3 条及び第 6 条第 3 号の規定（「又は」を「、」に改める部分、「第 29 条」を「第 27 条」に改める部分及び「規定するセンター等」の次に「、材料科学高等研究所又は学際科学フロンティア研究所」を加える部分に限る。）は、平成 30 年 1 月 30 日から、改正後の第 2 条及び第 6 条第 3 号の規定（「、教育部若しくは研究部」を削る部分に限る。）並びに改正後の第 7 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日規第 32 号改正）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 23 日規第 73 号改正）

この規程は、平成 31 年 4 月 23 日から施行し、改正後の第 2 条、第 3 条及び第 6 条第 3 号の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 11 月 26 日規第 77 号改正）

この規程は、令和元年 11 月 26 日から施行し、改正後の第 2 条、第 3 条及び第 6 条第 3 号の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

別表

区分	金額	備考
検定料	9,800 円	
入学料	84,600 円	
第 16 条第 1 項に定める授業料	月額 29,700 円	
第 16 条第 3 項に定める授業料	1 単位につき 14,800 円	

東北大学研究生規程細則

昭和 38 年 5 月 15 日
規第 50 号

(入学の許可、除籍等)

第 1 条 入学、在学期間の延長若しくは退学の許可、入学の許可の取消し又は除籍は、教授会（教授会が置かれていない場合は、これに相当する組織。以下同じ。）又は研究科委員会の議を経て、大学院の研究科、学部、附置研究所、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成 16 年規第 1 号。以下「組織運営規程」という。）第 20 条第 1 項に規定する機構、同条第 3 項に規定する研究組織、組織運営規程第 21 条に規定する学内共同教育研究施設等又は組織運営規程第 22 条から第 26 条までに規定するセンター等の長（以下「部局長」という。）が行う。

(懲戒)

第 2 条 懲戒は、教授会又は研究科委員会の議を経て、部局長が行う。

(研究証明書の交付)

第 3 条 研究証明書の交付は、部局長が行う。

(聴講の許可等)

第 4 条 聴講又は聴講単位の増減の許可は、教授会又は研究科委員会の議を経て研究科長が行う。

(聴講証明書等の交付)

第 5 条 聴講証明書又は単位修得証明書の交付は、研究科長が行う。

附 則

この細則は、昭和 38 年 5 月 15 日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。

(省略)

附 則（平成 30 年 5 月 8 日規第 112 号改正）

この細則は、平成 30 年 5 月 8 日から施行し、改正後の第 1 条の規定（「又は」を「、」に改める部分、「第 29 条」を「第 27 条」に改める部分及び「規定するセンター等」の次に「、材料科学高等研究所又は学際科学フロンティア研究所」を加える部分に限る。）は、平成 30 年 1 月 30 日から、改正後の同条の規定（「、教育部若しくは研究部」を削る部分に限る。）並びに改正後の第 4 条及び第 5 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 23 日規第 74 号改正）

この細則は、平成 31 年 4 月 23 日から施行し、改正後の第 1 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 11 月 26 日規第 78 号改正）

この細則は、令和元年 11 月 26 日から施行し、改正後の第 1 条の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

東北大学大学院通則

昭和 28 年 11 月 16 日
制定

改正 令和 5 年 1 月 27 日規第 1 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
 - 第 2 章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻（第 10 条—第 21 条）
 - 第 3 章 休学（第 22 条—第 24 条）
 - 第 4 章 転学、退学及び除籍（第 25 条—第 27 条）
 - 第 5 章 教育方法等（第 28 条—第 30 条）
 - 第 5 章の 2 他の大学院等における修学及び留学等（第 31 条—第 31 条の 5）
 - 第 6 章 課程修了及び学位授与（第 32 条—第 37 条）
 - 第 7 章 懲戒（第 38 条）
 - 第 8 章 授業料（第 39 条—第 44 条の 2）
 - 第 9 章 科目等履修生（第 44 条の 3—第 44 条の 10）
 - 第 9 章の 2 特別聴講学生及び特別研究学生（第 44 条の 11—第 44 条の 17）
 - 第 10 章 外国学生（第 45 条—第 46 条の 2）
 - 第 11 章 インターネット・スクール（第 47 条）
- 附則

第 1 章 総則

第 1 条 東北大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、ひろく文化の発展に寄与することを目的とする。

2 本大学院のうち、専門職大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

3 次条第 1 項又は第 3 条の規定により本大学院に置かれる研究科若しくは専攻又は課程ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、研究科規程の定めるところによる。

第 2 条 本大学院に置く研究科及び専攻は、次のとおりとする。

文学研究科 日本学専攻、広域文化学専攻、総合人間学専攻

教育学研究科 総合教育科学専攻

法学研究科 綜合法制専攻、公共法政策専攻、法政理論研究専攻

経済学研究科 経済経営学専攻、会計専門職専攻

理学研究科 数学専攻、物理学専攻、天文学専攻、地球物理学専攻、化学専攻、地学専攻

医学系研究科 医科学専攻、障害科学専攻、保健学専攻、公衆衛生学専攻

歯学研究科 歯科学専攻

薬学研究科 分子薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬学専攻

工学研究科 機械機能創成専攻、ファインメカニクス専攻、ロボティクス専攻、航空宇宙工学専攻、量子エネルギー工学専攻、電気エネルギーシステム専攻、通信工学専攻、電子工学専攻、応用物理学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、バイオ工学専攻、金属フロンティア工学専攻、知能デバイス材料学専攻、材料システム工学専攻、土木工学専攻、都市・建築学専攻、技術社会システム専攻

農学研究科 生物生産科学専攻、農芸化学専攻

国際文化研究科 国際文化研究専攻

情報科学研究科 情報基礎科学専攻、システム情報科学専攻、人間社会情報科学専攻、応用情報科学専攻

生命科学研究科 脳生命統御科学専攻、生態発生適応科学専攻、分子化学生物学専攻

環境科学研究科 先進社会環境学専攻、先端環境創成学専攻

医工学研究科 医工学専攻

2 研究科の定員は、別表第1のとおりとする。

第2条の2 前条に定めるもののほか、本大学院の次条に定める博士課程に、履修上の区分として、学位プログラムを置く。

2 学位プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第3条 本大学院に、別表第1のとおり修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

第3条の2 医学系研究科、歯学研究科及び薬学研究科以外の研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「後期課程」という。）に区分する課程（以下「区分課程」という。）とし、前期課程は、修士課程として取り扱う。

2 医学系研究科医科学専攻の博士課程は、医学を履修する課程（以下「医学履修課程」という。）とし、医学系研究科障害科学専攻及び保健学専攻の博士課程は、区分課程とする。

3 歯学研究科の博士課程は、歯学を履修する課程（以下「歯学履修課程」という。）とする。

4 薬学研究科医療薬学専攻の博士課程は、薬学を履修する課程（以下「薬学履修課程」という。）とし、薬学研究科分子薬科学専攻及び生命薬科学専攻の博士課程は、区分課程とする。

第3条の3 法学研究科総合法制専攻の専門職学位課程は、法科大学院の課程とする。

第3条の4 修士課程及び前期課程（以下「修士課程等」という。）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

第3条の5 後期課程並びに医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第3条の6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

第3条の7 法科大学院の課程は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

第4条 修士課程等の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとすることがある。

2 前項の規定にかかわらず、修士課程等においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることがある。

3 修士課程等の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第4条の2 後期課程の標準修業年限は、3年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、3年を超えるものとすることがある。

2 後期課程の在学年限は、6年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の標準修業年限は、4年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、4年を超えるものとすることがある。

2 前項の課程の在学年限は、8年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の標準修業年限は、2年又は1年以上2年未満の期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科の定めるところにより、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限が2年の課程にあつては1年以上2年未満の期間又は2年を超える期間とし、その標準修業年限が1年以上2年未満の期間にあつては当該期間を超える期間とすることがある。

3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程の在学年限は、4年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限の2倍の期間）とする。

第5条の3 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

2 法科大学院の課程における課程修了のための在学年限は、6年とする。ただし、法科大学院の課程において法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）にあつては、その在学年限を4年とする。

3 法科大学院の課程における各年次ごとに定める必要単位数の修得のための在学年限は、各年次2年とする。ただし、法科大学院の課程において病気その他やむを得ない事情があると認められた場合にあつては、その在学年限を各年次2年を超えた期間とすることがある。

第5条の4 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その計画的な履修を許可することがある。

2 前項の規定により計画的な履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、当該在学期間について短縮することを願い出たときは、研究科の定めるところにより、その在学期間の短縮を許可することがある。

3 長期履修学生は、標準修業年限の2倍の期間（第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあつては、標準修業年限の2倍の期間から第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた

期間を減じた期間) を超えて在学することができない。

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7条 学年を分けて、次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第8条 定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

東北大学創立記念日 6月22日

春季休業 4月1日から4月7日まで

夏季休業 7月11日から9月10日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 定期休業日において、必要がある場合には、授業を行うことがある。

3 春季、夏季及び冬季の休業の期間は、必要がある場合には、変更することがある。

4 臨時休業日は、その都度定める。

第9条 削除

第2章 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻

第10条 入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、学年の初めから30日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、入学、進学、編入学、転科、転入学及び転専攻の時期は、第2学期の初めから31日以内とすることがある。

3 再入学の時期は、その都度定める。

第11条 修士課程等及び専門職学位課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学を卒業した者

二 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である

課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

八 文部科学大臣の指定した者

九 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

十 法第102条第2項の規定により他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）に入学した者であって、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

十一 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

第12条 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して入学を許可する。

一 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

二 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

五 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

六 文部科学大臣の指定した者

七 大学の医学、歯学、薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者、外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。以下この号において同じ。）を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定す

るものの当該課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

八 法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）に入学した者であつて、本大学院において、その教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

第 13 条 本大学院を中途退学した者又は除籍された者が、再入学（在学していた同一専攻に限る。）を願い出たときは、研究科規程の定めるところにより、選考の上、再入学を許可することができる。

第 14 条 修士課程、前期課程又は専門職学位課程を修了して、引き続き後期課程、医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程に進学（志願しようとする研究科又は専攻が、修士課程、前期課程又は専門職学位課程における研究科又は専攻と異なる場合を含む。）することを願い出た者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第 15 条 後期課程及び法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、研究科規程の定めるところにより、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者に対して編入学を許可することができる。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設」という。）の当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

六 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

七 文部科学大臣の指定した者

八 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達したもの

第 16 条 次の各号の一に該当する者に対しては、研究科規程の定めるところにより、選考の上、転科又は転入学を許可することができる。

一 本大学院に在学する者で、課程の中途において他の研究科に転科を志願するもの

二 他の大学院に在学する者で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

三 外国の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）に在学する者、我が国において、外国の大学院の課程を有する教育施設の当該課程に在学する者（法第 102 条第 1 項に規定する者に限る。）又は国際連合大学の課程に在学する者

で、課程の中途において本大学院に転入学を志願するもの

- 2 研究科内における課程の中途の転専攻は、研究科規程の定めるところにより、選考の上、許可することがある。
- 3 第1項の規定により転科又は転入学を志願する場合は、現に在学する研究科の長又は大学の長の許可書を願書に添付しなければならない。

第16条の2 本大学院に入学又は編入学を許可された者が、本大学院に入学し、又は編入学する前に本大学院、他の大学院、外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）の当該教育課程において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）は、研究科において教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなすことがある。

- 2 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程において前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は15単位までとし、同項及び第31条の4第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて20単位までとする。
- 3 法科大学院の課程を除く専門職学位課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める30単位以上の単位数の2分の1までとする。
- 4 法科大学院の課程において第1項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定により修得したものとみなす単位数（第31条の5第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて30単位までとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、法学既修者であつて法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成14年法律第139号。以下「連携法」という。）第6条第2項第1号に規定する連携法曹基礎課程（以下単に「連携法曹基礎課程」という。）を修了したものの（以下単に「連携法曹基礎課程修了者」という。）について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第31条の5第1項及び第35条の4の規定より修得したものとみなす単位数（第31条の5第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて46単位までとする。

（平6規21・追加、平14規34・平16規86・平17規170・平22規97・平24規31・平24規85・平27規65・平28規55・平30規54・令3規18・令4規40・令5規1・一部改正）

第16条の3 再入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数並びに在学期間については、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）において、審査の上、その一部又は全部を認める。

第17条 入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を志願する者は、それぞれ所定の期日までに、再入学を志願する者は再入学を願い出るときに、願書を提出しなければならない。

- 2 入学、再入学、進学、編入学、転科、転入学又は転専攻を許可された者で、前項の願い出において虚偽又は不正の事実があったことが判明したものに対しては、当該許可を取り消すことがある。

第18条 入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 前項の検定料の額は、別表第2のとおりとする。

第19条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た場合を除き、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

3 第1項の入学料の額は、別表第2のとおりとする。

第19条の2 入学、再入学（第1学期又は第2学期の初めにおける再入学に限る。）、編入学又は転入学を許可された者で、経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められるものに対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 前項に規定する者のほか、特別の事情により入学料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 前二項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

第20条 納付した検定料及び入学料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を実施する場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者については、その者の申出により、第18条に規定する検定料のうち第2段階目の選抜に係る額を返付する。

第21条 入学、再入学、編入学又は転入学を許可された者は、所定の期日までに、東北大学（以下「本学」という。）所定の宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の宣誓書を所定の期日までに提出しない者に対しては、入学、再入学、編入学又は転入学の許可を取り消す。

第3章 休学

第22条 病気その他の事故により引き続き3月以上修学することができない者は、所定の手続を経て、休学の許可を願い出ることができる。

2 休学期間は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、1年を超えて許可することがある。

3 休学期間は、修士課程等にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、後期課程にあつては3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程にあつては4年（4年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程を除く専門職学位課程にあつては2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限と同年数）を、法科大学院の課程にあつては各年次1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合には、願い出によりその延長を許可することがある。

4 休学期間内に、その事故がなくなったときは、復学の許可を願い出ることができる。

第23条 病気その他の事情により修学が不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

2 休学期間内に、その事情がなくなったときは、復学を命ずる。

第 24 条 休学が引き続き 3 月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第 4 章 転学、退学及び除籍

第 25 条 他の大学院に転学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第 26 条 退学しようとする者は、理由を具して、その許可を願い出なければならない。

第 27 条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 一 病気その他の事故により、成業の見込みがないと認められる者
- 二 第 4 条第 3 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 5 条第 2 項、第 5 条の 2 第 3 項並びに第 5 条の 3 第 2 項及び第 3 項に規定する在学年限を経て、なお所定の課程を修了し、又は必要単位数を修得できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者、3 分の 2 の額、半額若しくは 3 分の 1 の額の免除若しくは徴収猶予を許可された者又は免除若しくは徴収猶予の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないもの
- 四 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- 五 第 22 条第 3 項に規定する休学期間に達しても、なお修学できない者

第 5 章 教育方法等

第 28 条 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

2 専門職学位課程の教育は、授業科目の授業によって行う。

第 28 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第 28 条の 3 専門職大学院は、前条第 1 項の授業を行う場合には、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適切な方法により行う。

2 専門職大学院は、当該専攻分野の授業について、前条第 2 項の規定によって十分な教育効果が得られると研究科において認める場合には、授業を行う教室等以外の場所で授業を履修させることができる。

第 28 条の 4 教育上特別の必要があると研究科において認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことがある。

第 28 条の 5 授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の時間の授業をもって 1 単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の時間の授業をもって 1 単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等に係る授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

第 28 条の 6 1 学年の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

第 28 条の 7 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8 週、10 週又は 15 週その他各研究科が定める適切な期間を単位として行うものとする。

第 28 条の 8 研究科は、授業及び研究指導の方法及び内容、1 学年の授業及び研究指導の計画並びに学修の成果及び学位論文に係る評価及び修了の認定の基準（専門職大学院にあっては、授業の方法及び内容、1 学年の授業の計画並びに学修の成果に係る評価及び修了の認定の基準）をあらかじめ明示するものとする。

第 28 条の 9 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が 1 学年又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

第 28 条の 10 学生が他の研究科の授業科目を履修しようとするときは、所定の手続を経て、その許可を受けなければならない。

第 29 条 本大学院の課程における正規の授業を受け、所定の授業科目を履修した者に対しては、所定の時期に試験その他の各研究科が定める適切な方法（以下「試験等」という。）により学修の成果を評価し所定の単位を与える。

2 試験等の方法は、教授会等が定める。

（昭 30 年 7 月 1 日・昭 38 規 45・昭 44 規 26・一部改正、昭 50 規 9・全改、平 5 規 64・平 12 規 29・一部改正、平 16 規 86・旧第 30 条繰上・令 5 規 1・一部改正）

第 29 条の 2 試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第 30 条 この章に規定するもののほか、教育方法に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章の 2 他の大学院等における修学及び留学等

第 31 条 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

第 31 条の 2 学生が他の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議の上、学生が当該他の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。この場合において、修士課程又は前期課程の学生が当該研究指導を受けることができる期間は、1 年を超えないものとする。

第 31 条の 3 学生が外国の大学院等において修学することが教育上有益であると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等と協議の上、学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると研究科において認めるときは、当該外国の大学院等との協議を欠くことができる。

3 留学の期間は、在学年数に算入する。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、学生が休学中に外国の大学院等において修学する場合について準用する。

第 31 条の 4 修士課程等、後期課程、医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位、第 31 条の 2 の規定により受けた研究指導並びに前条第 1 項及び第 4 項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科規程の定めるところにより、本大学院において修得した単位又は受けた研究指導とみなす。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、15 単位までとし、第 16 条の 2 第 1 項及び前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は合わせて 20 単位までとする。

第 31 条の 5 専門職学位課程においては、第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位並びに第 31 条の 3 第 1 項及び第 4 項の規定により留学し、及び休学中に修学して得た成果は、研究科の定めるところにより、本大学院において修得した単位とみなす。

2 前項の規定により本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第 16 条の 2 第 1 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職学位課程が修了の要件として定める 30 単位以上の単位数の 2 分の 1 までとする。

3 前項の規定にかかわらず、法科大学院の課程にあっては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第 16 条の 2 第 1 項の規定及び第 35 条の 4 の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位までとする。ただし、93 単位を超える単位を修了の要件とする場合には、そのを超える分の単位数に限り、30 単位を超えて修得したものとみなすことができる。

4 前二項の規定にかかわらず、法科大学院の課程において連携法曹基礎課程修了者にあつては、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第 16 条の 2 第 1 項の規定及び第 35 条の 4 の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 46 単位までとする。ただし、93 単位を超える単位を修了の要件とする場合には、そのを超える分の単位数に限り、46 単位を超えて修得したものとみなすことができる。

第 6 章 課程修了及び学位授与

第 32 条 修士課程又は前期課程を修了するためには、2 年（2 年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程等の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、1 年以上（次条の規定により在学したものとみなされた期間を除く。）在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合（前期課程を修了する場合に限る。）において、博士課程の目的を達成するため

に必要と認められる場合には、研究科規程の定めるところにより、修士論文等の審査及び最終試験の合格に代えて、次に掲げる試験及び審査の合格を前期課程の修了の要件とすることがある。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

第 32 条の 2 修士課程等においては、第 16 条の 2 第 1 項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により修士課程又は前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して 1 年までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程に少なくとも 1 年以上在学しなければならない。

第 33 条 修士論文等は、第 3 条の 4 に掲げる学識及び能力を証示するに足るものでなければならない。

2 修士論文等は、在学期間中に、所定の期日までに提出しなければならない。

第 33 条の 2 区分課程の博士課程を修了するためには、後期課程に 3 年（3 年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限とし、法科大学院の課程を修了した者にあつては、2 年（3 年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限から 1 年の期間を減じた期間）とする。第 34 条第 3 項において同じ。）以上在学し、研究科規程等の定めるところにより、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、次の各号に掲げる者について優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、それぞれ当該各号に掲げる期間在学すれば足りるものとする。

- 一 2 年又は 2 年を超える標準修業年限を定める修士課程又は前期課程を修了した者 1 年以上
- 二 1 年以上 2 年未満の標準修業年限を定める修士課程若しくは前期課程を修了した者又は 1 年以上 2 年未満の在学期間をもって修士課程若しくは前期課程を修了した者 当該課程における在学期間を含めて 3 年以上
- 三 1 年以上 2 年未満の標準修業年限を定める法科大学院を除く専門職学位課程を修了した者 当該標準修業年限を含めて 3 年以上

2 前項に定めるもののほか、研究指導の上で特に必要がある場合に限り、研究科規程等の定めるところにより、後期課程における授業科目の履修を博士課程の修了の要件とすることがある。

第 33 条の 3 医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程を修了するためには、4 年（4 年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限。次条第 3 項において同じ。）以上在学し、研究科規程の定めるところにより、授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と教授会等において認めた場合には、3 年以上在学すれば足りるものとする。

第 33 条の 4 医学履修課程、歯学履修課程及び薬学履修課程においては、第 16 条の 2 第 1 項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により医学履修課程、歯学履修課程又は薬学履修課程

の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年までの期間在学したものとみなすことができる。

第34条 博士論文は、第3条の5に掲げる研究能力及び学識を証示するに足るものでなければならない。

2 博士論文は、在学期間中に提出することを原則とする。この場合には、所定の期日までに提出しなければならない。

3 前項の期間内に博士論文を提出しないで退学した者のうち、後期課程に3年以上在学し、第33条の2第2項の規定を修了の要件とする研究科にあつては、当該授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者又は医学履修課程、歯学履修課程若しくは薬学履修課程に4年以上在学し、授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学した日から起算して1年以内に限り、博士論文を提出することができる。

第35条 法科大学院の課程を除く専門職学位課程を修了するためには、2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について30単位以上を修得する等所定の教育課程を履修しなければならない。

第35条の2 法科大学院の課程を除く専門職学位課程においては、第16条の2第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により法科大学院の課程を除く専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、研究科規程の定めるところにより、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案してその標準修業年限の2分の1までの期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、法科大学院の課程を除く専門職学位課程に少なくとも1年以上在学しなければならない。

第35条の3 法科大学院の課程を修了するためには、3年以上在学し、研究科の定めるところにより、授業科目について96単位以上を修得しなければならない。

第35条の4 法科大学院の課程において、法学既修者に関しては、研究科の定めるところにより、前条に規定する在学期間については1年までの期間在学し、同条に規定する単位について、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第3項ただし書きの規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせては30単位までを本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定にかかわらず、連携法曹基礎課程修了者について、本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は、第16条の2第1項及び第31条の5第1項の規定により修得したものとみなす単位（同条第4項ただし書きの規定により46単位を超えて修得したものとみなす単位を除く。）と合わせて46単位までとする。

第36条 修士課程又は前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程を修了した者には博士の学位を、専門職学位課程を修了した者には専門職学位を授与する。

2 前項の規定により修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士（文学）

教育学研究科 修士（教育学又は教育情報学）

法学研究科 修士（法学）

経済学研究科 修士（経済学又は経営学）

理学研究科 修士（理学）

医学系研究科 修士（医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学）

歯学研究科 修士（口腔科学）

薬学研究科 修士（薬科学）

工学研究科 修士（工学）

農学研究科 修士（農学）

国際文化研究科 修士（国際文化）

情報科学研究科 修士（情報科学）

生命科学研究科 修士（生命科学）

環境科学研究科 修士（環境科学）

医工学研究科 修士（医工学）

- 3 第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士（文学）

教育学研究科 博士（教育学又は教育情報学）

法学研究科 博士（法学）

経済学研究科 博士（経済学又は経営学）

理学研究科 博士（理学）

医学系研究科 博士（医学、障害科学、看護学又は保健学）

歯学研究科 博士（歯学）

薬学研究科 博士（薬科学又は薬学）

工学研究科 博士（工学）

農学研究科 博士（農学）

国際文化研究科 博士（国際文化）

情報科学研究科 博士（情報科学）

生命科学研究科 博士（生命科学）

環境科学研究科 博士（環境科学）

医工学研究科 博士（医工学）

- 4 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

- 5 第1項の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）

経済学研究科 会計修士（専門職）

- 第37条 この章に規定するもののほか、修士、博士及び専門職学位の学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、東北大学学位規程（昭和30年1月1日制定）の定めるところによる。

第7章 懲戒

第38条 本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、所定の手続によって懲戒する。

- 2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。
- 3 停学3月以上にわたるときは、その期間は、在学年数に算入しない。

第8章 授業料

第39条 授業料の額は、別表第2のとおりとする。

- 2 長期履修学生に係る授業料の年額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限（第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた長期履修学生にあつては、標準修業年限から第32条の2、第33条の4又は第35条の2の規定により在学したものとみなされた期間を減じた期間）に相当する年数を乗じて得た額をその在学期間の年数で除した額とする。
- 3 授業料は、第1学期及び第2学期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期における額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。
- 4 前項の授業料は、授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納の許可を願い出た場合を除き、第1学期にあつては5月、第2学期にあつては11月に納付しなければならない。ただし、第2学期に係る授業料については、第1学期に係る授業料を納付するときに、併せて納付することができる。

第40条 第1学期又は第2学期の中途において、復学し、又は再入学した者は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月割計算額」という。）に、復学し、又は再入学した月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の当該学期の授業料を、復学し、又は再入学した月に納付しなければならない。

第41条 学年の途中で修了する見込みの者は、月割計算額に、修了する見込みの月までの月数を乗じて得た額の授業料を、第1学期の在学期間に係る授業料については5月（4月に修了する見込みの者にあつては、4月）に、第2学期の在学期間に係る授業料については11月（10月に修了する見込みの者にあつては、10月）に納付しなければならない。

第41条の2 長期履修学生で、第5条の4第2項の規定によりその在学期間の短縮を許可されたものは、当該短縮後の期間に応じて第39条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者の在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者の在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額の授業料を直ちに納付しなければならない。

第42条 退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、別に定める場合を除くほか、その期の授業料を納付しなければならない。

- 2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

第43条 経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納をさせることがある。

- 2 前項に規定する授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについては、別に定める。

第 44 条 納付した授業料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、第 39 条第 4 項ただし書の規定により第 1 学期及び第 2 学期に係る授業料を併せて納付した者が、第 2 学期の初めまでに休学し、又は第 1 学期の終わりまでに退学した場合には、その者の申出により第 2 学期に係る授業料相当額を返付する。

第 44 条の 2 この章に規定するもののほか、授業料の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

第 9 章 科目等履修生

第 44 条の 3 本大学院の授業科目（関連科目を含む。）のうち、1 科目又は数科目を選んで履修を志願する者があるときは、研究科において、学生の履修に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

第 44 条の 4 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

第 44 条の 5 科目等履修生の入学資格、在学期間その他については、研究科規程の定めるところによる。

第 44 条の 6 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に添えて、検定料を納付しなければならない。

2 検定料の額は、別表第 2 のとおりとする。

第 44 条の 7 科目等履修生として入学を許可された者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 前項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学の許可を取り消す。

3 入学料の額は、別表第 2 のとおりとする。

第 44 条の 8 科目等履修生は、毎学期授業開始前に、その学期の分の授業料を前納しなければならない。

2 授業料の額は、別表第 2 のとおりとする。

第 44 条の 9 科目等履修生には、研究科規程の定めるところにより、単位修得証明書を交付することがある。

第 44 条の 10 本章に規定する場合を除くほか、科目等履修生には、大学院学生に関する規定を準用する。

第 9 章の 2 特別聴講学生及び特別研究学生

第 44 条の 11 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、連携法第 6 条第 1 項に規定する法曹養成連携協定を本学と締結した本学又は他の大学の連携法曹基礎課程の学生で、法科大学院の授業科目の履修を志願するものがあるときは、当該協定で定めるところにより、法科大学院において特別聴講学生として受入れを許可することがある。

第 44 条の 12 他の大学院の学生又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、本大学院において研究指導を受けることを志願するものがあるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等若しくは外国の大学院の課程を有する教育施設等と協議して定めるところにより、研究科において特別研究学生として受入れを許可することがある。

第 44 条の 13 特別聴講学生の受入れの時期は、学期の初めとする。

2 特別研究学生の受入れの時期は、原則として、学期の初めとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、当該特別聴講学生が外国の大学院等又は外国の大学院の課程を有する教育施設等の学生で、特別の事情がある場合の受入れの時期は、研究科において、その都度定めることができる。

第 44 条の 14 特別聴講学生及び特別研究学生を受け入れる場合の検定料及び入学料は、徴収しない。

第 44 条の 15 次の各号の一に該当する者を特別聴講学生又は特別研究学生として受け入れる場合の授業料は、徴収しない。

一 国立大学の大学院の学生

二 大学間相互単位互換協定又は大学間特別研究学生交流協定（それぞれ大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。）により授業料を不徴収とされた公立又は私立の大学の大学院の学生

三 大学間交流協定（大学間協定、部局間協定及びこれらに準じるものを含む。以下同じ。）により授業料を不徴収とされた外国の大学院等の学生

四 第 44 条の 11 第 2 項の連携法曹基礎課程の学生

第 44 条の 16 特別聴講学生及び特別研究学生が前条各号の一に該当する者以外の者である場合の授業料の額は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項の授業料は、特別聴講学生については当該特別聴講学生に対する授業の開始前にその学期の分を徴収し、特別研究学生については、受入れの月から 3 月分ごとに当該期間の当初の月に徴収し、受入れの期間が 3 月未満であるときは当該期間の当初の月にその期間の分を徴収する。

第 44 条の 17 本章に規定する場合を除くほか、特別聴講学生及び特別研究学生には、大学院学生に関する規定を準用する。

第 10 章 外国学生

第 45 条 外国人で、本大学院に入学、再入学、編入学又は転入学を志願するものがあるときは、外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を許可することがある。

2 外国学生として入学、再入学、編入学又は転入学を志願する者に対し、特別の事情があると研究科において認める場合には、特別の選考を行うことができる。

3 外国学生は、定員外とすることがある。

第 46 条 国費外国人留学生制度実施要項（昭和 29 年 3 月 31 日 文部大臣裁定。以下「実施要項」という。）に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料（実施要項第 4 条第 4 号に規定する推薦方法による推薦に基づき、実施要項第 3 条の規定により国費外国人留学生として選定された者に係る検定料及び入学料を除く。）は、それぞれ第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定にかかわらず、徴収しない。

第 46 条の 2 本大学院と外国の大学院等との共同の教育を目的とした大学間交流協定に基づく外国学生に係る検定料、入学料及び授業料は、それぞれ第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定にかかわらず、徴収しない。

第 11 章 インターネット・スクール

第 47 条 本大学院に、インターネットを利用した遠隔教育を行うため、東北大学インターネット・スクールを置く。

2 東北大学インターネット・スクールについては、別に定める。

附 則

この通則は、昭和 28 年 11 月 16 日から施行し、昭和 28 年 4 月 1 日から適用する。

(省略)

附 則 (平成 30 年 3 月 29 日規第 54 改正)

- 1 この通則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 教育学研究科の教育設計評価専攻、生命科学研究科の分子生命科学専攻、生命機能科学専攻及び生態システム生命科学専攻、教育情報学教育部並びに教育情報学教育部の教育情報学専攻は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該教育部又は専攻に在学する者が当該教育部又は専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの通則による改正前の東北大学大学院通則(昭和 28 年 11 月 26 日制定)の規定は、教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。
- 4 平成 29 年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第 36 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年 3 月 28 日規第 60 号改正)

- 1 この通則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 文学研究科の文化科学専攻、言語科学専攻、歴史科学専攻及び人間科学専攻は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則 (令和 2 年 3 月 28 日規第 40 号改正)

この通則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 30 日規第 18 号改正)

この通則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 29 日規第 40 号改正)

- 1 この通則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 農学研究科の資源生物科学専攻、応用生命科学専攻及び生物産業創成科学専攻は、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和 5 年 1 月 27 日規第 1 号改正）

この通則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 月 30 日規第 15 号改正）

この通則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係） 抜粋

研究科	専攻	収容定員		入学定員		課程
		前期課程等	後期課程	前期課程等	後期課程	
生命科学研究所	脳生命統御科学専攻	72	30	36	10	博士課程
	生態発生適応科学専攻	70	30	35	10	博士課程
	分子化学生物学専攻	70	30	35	10	博士課程

別表第 2（第 18 条、第 19 条、第 39 条、第 44 条の 6、第 44 条の 7、第 44 条の 8、第 44 条の 16 関係）

区 分		検定料	入学料	授業料
大学院学生	法 科 大 学 院 の 課 程	円 30,000	円 282,000	円 804,000
	経済学研究科会計専門職専攻の専門職学位課程	30,000	282,000	589,300
	そ の 他 の 課 程	30,000	282,000	535,800
科目等履修生		9,800	28,200	14,800
特別聴講学生		—	—	14,800
特別研究学生		—	—	29,700

備考

- 1 第 20 条第 2 項に定める選抜に係る検定料の額は、第 1 段階目の選抜にあつては 7,000 円、第 2 段階目の選抜にあつては 23,000 円とする。
- 2 大学院学生の授業料は、年額である。
- 3 科目等履修生及び特別聴講学生の授業料は、1 単位に相当する授業についての額である。
- 4 特別研究学生の授業料は、月額である。

東北大学大学院通則細則

昭和 29 年 4 月 27 日
制定

第 1 条 入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学の許可は、研究科長の申請により総長が行う。この場合には、教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）の議を経なければならない。

2 転専攻の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第 1 条の 2 入学、再入学、進学、編入学、転科及び転入学の許可の取消しは、総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

2 転専攻の許可の取消しは、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第 2 条 休学及び復学の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

2 休学及び復学を命ずる場合は、総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第 3 条 転学及び退学の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第 3 条の 2 除籍は、総長の承認を得て研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第 3 条の 3 次の各号に掲げる協議は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

一 修学に関する他の大学の大学院若しくは研究所等（以下「他の大学院等」という。）又は外国の大学の大学院若しくはこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）との協議

二 修学に関する外国の大学の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和 51 年法律第 72 号）第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「外国の大学院の課程を有する教育施設等」という。）との協議

三 留学又は休学中における修学に関する外国の大学院等との協議

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、研究科長の申出に基づき、当該協議を総長が行うことがある。

第 3 条の 4 他の大学院等における修学、外国の大学院等が行う通信教育における授業科目の我が国における履修、外国の大学院の課程を有する教育施設等の当該教育課程における授業科目の我が国における履修並びに外国の大学院等への留学及び休学中における修学の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第 4 条 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与は、研究科長の証明により総長が行う。

第 5 条 懲戒は、教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し、総長の命により研究科長が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長に懲戒を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第6条 停学の解除は、教授会等の議を経て研究科長が総長に申請し、総長の命により、研究科長が行う。

2 総長は、前項の規定により研究科長に停学の解除を命じたときは、教育研究評議会に報告するものとする。

第7条 第1条から第3条の2まで、第5条第1項及び第6条第1項の規定は、科目等履修生について準用する。この場合において、第1条第1項中「研究科長の申請により総長」とあるのは「研究科長」と、第1条の2第1項、第2条第2項及び第3条の2中「総長の承認を得て研究科長」とあるのは「研究科長」と、第5条第1項及び第6条第1項中「研究科長が総長に申請し、総長の命により、研究科長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

第8条 科目等履修生の在学期間延長及び履修単位増減の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第9条 削除

第10条 特別聴講学生及び特別研究学生の受入れの許可、受入れの許可の取消し及び受入れの期間の変更の許可並びに特別聴講学生の履修単位の増減の許可は、研究科長が行う。この場合には、教授会等の議を経なければならない。

第11条 研究科長は、第1条第2項、第2条第1項、第3条若しくは第3条の4の規定による許可をし、第1条の2第2項の規定による許可の取消しをし、又は第3条の3第1項の規定による協議をしたときは、総長に報告しなければならない。

附 則

この細則は、昭和29年4月27日から施行し、昭和28年4月1日から適用する。

(省略)

附 則 (平成22年12月7日規第98号改正)

この細則は、平成22年12月7日から施行する。

附 則 (平成30年3月29日規第55号改正)

1 この細則は、平成30年4月1日から施行する。

2 東北大学大学院通則の一部を改正する通則(平成30年規第54号)附則第2項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部に関するこの細則による改正前の東北大学大学院通則細則(昭和29年4月27日制定)の規定は、教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

東北大学大学院共通科目規程

令和4年3月29日

規第41号

最新改正 令和6年1月30日規第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、東北大学大学院通則(昭和28年11月16日制定。以下「通則」という。)第30条の規定に基づき、大学院共通科目に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開設)

第2条 東北大学大学院は、通則第28条第1項及び第2項の授業科目として、大学院共通科目を開設する。

(授業科目及び単位数)

第3条 大学院共通科目の授業科目、単位数等は、修士課程、前期2年の課程及び専門職学位課程にあつては別表第1のとおりとし、後期3年の課程、医学を履修する課程、歯学を履修する課程及び薬学を履修する課程にあつては別表第2のとおりとする。

(単位の計算)

第4条 大学院共通科目の授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。

- 一 講義は、15時間をもって1単位とする。
- 二 演習は、15時間から30時間までの時間をもって1単位とする。
- 三 実習は、30時間から45時間までの時間をもって1単位とする。

(履修手続)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期日までに、学務審議会委員長に届け出なければならない。

(試験等)

第6条 授業科目の履修の認定は、試験等によるものとし、試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験等を受けることのできる授業科目は、前条の規定による手続を経て授業を受けたものに限る。

(追試験等及び再試験等)

第7条 やむを得ない理由により、試験等を受けることのできなかつた者には、当該授業科目について別に定めるところにより、追試験等を行うことがある。

2 不合格となった授業科目については、再試験等を行わない。

(成績区分)

第8条 授業科目の成績は、次の区分により評価する。

- AA 成績が特に優秀であるもの
- A 成績が優秀であるもの
- B 成績が良好であるもの
- C 成績が可であるもの

D 成績が不可であるもの

2 前項による評価 AA、A、B 及び C は合格とし、評価 D は不合格とする。

3 第 4 条の規定により届け出た授業科目の履修を放棄した者の授業科目の成績は、D の区別とみなす。

(雑則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、大学院共通科目に関し必要な事項は、学務審議会が定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(省略)

附 則 (令和 6 年 1 月 30 日規第 16 号改正)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

授業科目名	総授業時間数	単位数	備考
知的財産セミナー	30	2	
再生可能エネルギー・バイオマス循環	30	2	
多文化理解 PBL 特別演習	30	2	
キャリア・スキル開発特別演習	30	2	
修士インターンシップ・キャリア実習 A	30~45	1	
修士インターンシップ・キャリア実習 B	60~90	2	
グローバル・コミュニケーション協働演習	30	2	
国際教育演習	30	2	
教養教育院特別講義 A	30	2	
教養教育院特別講義 B	30	2	
教養教育院特別演習	30	2	
融合領域研究合同講義	30	2	

別表第 2

授業科目名	総授業時間数	単位数	備考
再生可能エネルギー・バイオマス循環	30	2	
大学教授法開発論	30	2	
多文化理解 PBL 特別演習	30	2	
キャリア・スキル開発特別演習	30	2	
グローバル・コミュニケーション協働演習	30	2	

授業科目名	総授業時間数	単位数	備考
国際教育演習	30	2	
教養教育院特別講義 A	30	2	
教養教育院特別講義 B	30	2	
教養教育院特別演習	30	2	
学際研究特別講義 I	15	1	
学際研究特別講義 II	15	1	
学際研究特別研修 I	15	1	
学際研究特別研修 II	15	1	
学際研究特別研修 III	15	1	
学際研究特別研修 IV	15	1	
学際フロンティア特別研修	15	1	
博士リテラシーの基礎	30	2	
博士インターンシップ研修	30~45	1	
	60~90	2	

東北大学学位規程

昭和 30 年 1 月 1 日
制定

(趣旨)

第 1 条 学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項の規定に基づき、東北大学(以下「本学」という。)が授与する学位については、東北大学学部通則(昭和 27 年 12 月 18 日制定)及び東北大学大学院通則(昭和 28 年 11 月 16 日制定)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(学位)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学部 学士(文学)

教育学部 学士(教育学)

法学部 学士(法学)

経済学部 学士(経済学)

理学部 学士(理学)

医学部 学士(医学、看護学又は保健学)

歯学部 学士(歯学)

薬学部 学士(創薬科学、薬学)

工学部 学士(工学)

農学部 学士(農学)

3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 修士(文学)

教育学研究科 修士(教育学又は教育情報学)

法学研究科 修士(法学)

経済学研究科 修士(経済学又は経営学)

理学研究科 修士(理学)

医学系研究科 修士(医科学、障害科学、看護学、保健学又は公衆衛生学)

歯学研究科 修士(口腔科学)

薬学研究科 修士(薬科学)

工学研究科 修士(工学)

農学研究科 修士(農学)

国際文化研究科 修士(国際文化)

情報科学研究科 修士(情報科学)

生命科学研究科 修士(生命科学)

環境科学研究科 修士（環境科学）

医工学研究科 修士（医工学）

- 4 第4条第1項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、次の区分により、専攻分野の名称を付記する。

文学研究科 博士（文学）

教育学研究科 博士（教育学又は教育情報学）

法学研究科 博士（法学）

経済学研究科 博士（経済学又は経営学）

理学研究科 博士（理学）

医学系研究科 博士（医学、障害科学、看護学又は保健学）

歯学研究科 博士（歯学）

薬学研究科 博士（薬科学又は薬学）

工学研究科 博士（工学）

農学研究科 博士（農学）

国際文化研究科 博士（国際文化）

情報科学研究科 博士（情報科学）

生命科学研究科 博士（生命科学）

環境科学研究科 博士（環境科学）

医工学研究科 博士（医工学）

- 5 前二項に定めるもののほか、修士又は博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を修士（学術）又は博士（学術）と付記することがある。

- 6 第4条第2項の規定により博士の学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称については、前二項の規定を準用する。

- 7 第4条の2の規定により授与する専門職学位は、次のとおりとする。

法学研究科 公共法政策修士（専門職）又は法務博士（専門職）

経済学研究科 会計修士（専門職）

（学士の学位授与の要件）

第2条の2 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

- 2 前項に規定するもののほか、学士の学位授与については、別に定める。

（修士の学位授与の要件）

第3条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士課程の前期2年の課程（以下「修士課程等」という。）を修了した者に授与する。

（博士の学位授与の要件）

第4条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

- 2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、これを授与することができる。

(専門職学位の学位授与の要件)

第4条の2 専門職学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(大学院の課程による者の学位論文の提出)

第5条 本学大学院の課程(専門職学位課程を除く。)による者の学位論文(修士課程等において、特定の課題についての研究の成果の審査を受けようとする者については、当該研究の成果。以下同じ。)は、研究科長に提出するものとする。

2 研究科長は、前項の学位論文を受理したときは、学位を授与できる者か否かについて、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の審査に付さなければならない。

(大学院の課程を経ない者の学位授与の申請)

第6条 第4条第2項の規定により学位の授与を申請する者(以下「学位申請者」という。)は、学位申請書に博士論文、履歴書、論文目録、論文内容要旨及び学位論文審査手数料を添え、博士論文の内容に係る専攻分野の名称を付記して、その申請に応じた研究科長を経て総長に提出しなければならない。

2 学位論文審査手数料の額は、1件につき150,000円とする。ただし、学位申請者のうち本学の学部若しくは大学院に在籍していた者(科目等履修生、特別聴講学生、学部入学前教育受講生、特別研究学生又は研究生として在籍していた者を除く。)又は本学の職員(国立大学法人東北大学職員就業規則(平成16年規則第46号)第2条第1項に規定する職員及び国立大学法人東北大学特定有期雇用職員就業規則(平成21年規第26号)第2条に規定する特定有期雇用職員(外国人研究員(同規則第6条第2項に定める者をいう。))を除く。)をいう。以下同じ。)若しくは職員であった者に係る学位論文審査手数料の額は、1件につき75,000円とする。

3 研究科長は、第1項の申請を受理したときは、学位申請書を総長に進達するとともに、学位を授与できる者か否かについて、教授会等の審査に付さなければならない。

(学位論文)

第7条 第5条第1項及び前条第1項に規定する学位論文(以下「学位論文」という。)は、1編に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳本、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、いかなる理由があっても返付しない。

(審査委員)

第9条 教授会等は、第5条第2項又は第6条第3項の規定により学位を授与できる者か否かについて審査に付されたときは、当該研究科の専任の教授若しくは当該研究科に置かれる協力講座若しくは東北大学大学院組織運営規程第2条第1項の規定に基づき当該研究科を組織する附置研究所等の研究部門等に属する専任の教授である研究科担当教員のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱しなければならない。

2 教授会等は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、前項の審査委員以外の本学大学院の研究科担当教員等を、学位論文の審査、最終試験又は学力の確認の審査委員に委嘱することができる。

3 教授会等は、必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、他の大学院又は研究所等の教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

(審査期間)

第 10 条 博士論文の審査、博士の学位の授与に係る最終試験及び学力の確認は、博士論文又は学位の授与の申請を受理した後 1 年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(面接試験)

第 10 条の 2 第 4 条第 2 項の規定により学位の授与を申請した者についての博士論文の審査に当たっては、面接試験を行うものとする。ただし、教授会等が、特別の理由があると認めた場合は、面接試験を行わないことができる。

(最終試験)

第 11 条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(学力確認の方法)

第 12 条 学力の確認は、博士論文に関連ある専攻分野の科目及び外国語について行うものとする。

2 学力の確認は、前項の規定にかかわらず、教授会等が特別の理由があると認めた場合は、博士論文に関連ある専攻分野の科目についてのみ行い、又は別に定めるところにより行うことができる。

(審査の省略)

第 12 条の 2 審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験及び学力確認を行わないものとする。

(審査委員の報告)

第 13 条 審査委員は、審査が終了したときは、直ちにその結果を教授会等に報告しなければならない。

(学位授与の議決)

第 14 条 学位の授与は、教授会等の出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第 15 条 教授会等において、学位を授与できる者と議決したときは、研究科長は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨等を総長に報告しなければならない。

2 教授会等において、第 4 条第 2 項の規定により学位の授与を申請した者に対して、学位を授与できない者と議決したときは、研究科長は、博士論文の審査及び学力の確認の結果の要旨を総長に報告しなければならない。ただし、第 12 条の 2 の規定により学力の確認を行わないときは、その確認の結果の要旨は、報告することを要しない。

(学位の授与)

第 16 条 総長は、前条第 1 項の規定による報告に基づいて、学位を授与できる者と認めるときは、学位を授与するものとする。

2 総長は、前条第 2 項の規定による報告に基づいて、学位を授与できない者と認めるときは、その旨を本人に通知するものとする。

(論文要旨等の公表)

第 17 条 総長は、前条第 1 項の規定により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から 3 月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットを通じて公表するものとする。

(学位論文の公表)

第 18 条 博士の学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内に、当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない理由がある場合には、研究科長の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、別に定めるところによりインターネットを通じて行うものとする。

4 第 1 項の規定により公表する場合は当該博士論文に「東北大学審査学位論文 (博士)」と、第 2 項の規定により公表する場合は当該博士論文の要旨に「東北大学審査学位論文 (博士)の要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第 19 条 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、総長は、当該教授会等及び学務審議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 一 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- 二 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 教授会等において前項の議決を行う場合は、第 14 条の規定を準用する。

(学位記及び学位授与申請関係書類)

第 20 条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別記様式第 1 号から別記様式第 8 号のとおりとする。

附 則

1 この規程は、昭和 30 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定により学位の授与を申請した者に対する博士の学位の授与は、東北大学学位規程 (大正 10 年 4 月 4 日制定) 第 1 条に規定する学位と同種の学位以外の学位については、本学大学院博士課程を経た者に対する博士の学位が授与された後において行なうものとする。

2 東北大学学位規程 (大正 10 年 4 月 4 日制定) は、この規程の施行にかかわらず、昭和 37 年 3 月 31 日 (医学博士については、昭和 35 年 3 月 31 日) までは、なお、効力を有する。

(省略)

附 則 (平成 29 年 3 月 28 日規第 39 号改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 29 日規第 56 号改正)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前に教育学研究科及び教育情報学教育部に入学、進学又は編入学した者の学位に付記する専攻分野の名称は、改正後の第 2 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規定による改正前の第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 3 項、第 15 条並びに第 18 条第 2 項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成 30 年規第 54 号）附則第 2 項の規定により教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

別記様式第 1 号～第 8 号（省略）

東北大学における入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱規程

制 定 昭 和 52 年 3 月 15 日

(趣 旨)

第1条 この規程は、東北大学学部通則（昭和27年12月18日制定。以下「学部通則」という。）第15条の2第2項及び東北大学大学院通則（昭和28年11月16日制定）第19条の2第3項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについて定めるものとする。

(免除の許可)

第2条 本学の学部に入學、再入學（第1学期又は第2学期の初めにおける再入學に限る。）、転入學又は編入學（以下この条及び第6条において「入學」という。）を許可された者で、次の各号の一に該当するものに対しては、その願出により、入學料の免除を許可することができる。

一 特に優れた者（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の特に優れた者をいう。）であつて経済的理由により極めて修學に困難があると認められるもの

二 入學前1年以内において、入學を許可された者の學資を主として負担している者（以下「學資負担者」という。）が死亡し、又は入學を許可された者若しくは學資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合その他これに準ずる理由により、入學料を納付することが著しく困難であると認められる者

第3条 本学の大学院の研究科に入學、再入學（第1学期又は第2学期の初めにおける再入學に限る。）、転入學又は編入學（以下次項及び第6条において「大学院入學」という。）を許可された者で、経済的理由により入學料を納付することが困難であると認められ、かつ、學業が優秀であると認められるものに対しては、その願出により、入學料の免除を許可することができる。

2 前項に規定する者のほか、大学院入學を許可された者で、前条第2号に該当するものに対しては、その願出により、入學料の免除を許可することができる。

(免除の額)

第4条 入學料の免除の額は、全額、3分の2の額、半額又は3分の1の額とする。

(免除の許可の願出)

第5条 第2条又は第3条の規定による入學料の免除の許可を願出しようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

一 入學料免除願書

二 市区町村長発行の所得に関する証明書

三 學資負担者の死亡を証明する書類（學資負担者が死亡したことにより免除の許可を願出する者に限る。）

四 市区町村長発行の被災証明書（災害を受けたことにより免除の許可を願出する者に限る。）

五 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留學生が願出する場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予の許可)

第6条 本学への入学又は大学院入学を許可された者で、次の各号の一に該当するものに対しては、その願い出により、入学料の徴収猶予を許可することがある。

- 一 経済的理由により所定の期日までに入学料を徴収することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合
- 二 入学又は大学院入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学若しくは大学院入学を許可された者若しくは学資負担者が災害を受けた場合
- 三 その他やむを得ない事情があると認められる場合

(徴収猶予の最終期限)

第7条 入学料の徴収猶予の最終期限は、4月入学者については9月15日とし、10月入学者については3月15日とする。

(徴収猶予の許可の願い出)

第8条 入学料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、入学料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条の規定により入学料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は半額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

第9条 入学料の免除又は徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、免除又は徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、入学料の徴収を猶予する(大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第6号)第9条第1項の申請をした者が既に入学料を納めていた場合を除く。)

(免除を許可されなかった者等の納付期限)

第10条 入学料の免除若しくは徴収猶予を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者(第8条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に入学料を納めていた者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、入学料の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額又は4分の3の額を納付しなければならない。

(入学料の返付)

第11条 入学料の免除を許可された者のうち、既に入学料を納めていた者については、学部通則第16条第1項の規定にかかわらず、当該入学料のうち免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、入学料の免除を願い出た者のうち、既に入学料を納めていた者であって、免除の許可又は不許可を決定する前に死亡したものについては、当該入学料のうち、次条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された入学料に相当する額を返付するものとする。

(死亡による免除等)

第12条 入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者について、入学料の徴収を猶予している期間内において、死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 前条第2項の規定により入学料を返付される者は、第9条の規定により入学料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

第13条 入学料の免除又は徴収猶予を許可しなかった者及び3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額の免除を許可した者について、入学料の納付前に死亡した場合には、未納の入学料の全額を免除する。

(除籍その他の理由による免除)

第14条 入学料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の入学料の全額を免除する。

(不正事実の発見による免除等の許可の取消し)

第15条 入学料の免除又は徴収猶予を許可された者で、提出書類に虚偽の事項を記載し、又は提出書類を偽造して入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、入学料を納付しなければならない。

(免除の許可等の手続)

第16条 入学料の免除の許可及びその取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

(徴収猶予の許可等の手続)

第17条 入学料の徴収猶予の許可及びその取消しは、総長が行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和52年3月15日から施行する。

(省略)

附 則 (平成30年5月8日規第106号改正)

この規程は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年1月30日規第17号改正)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程

制 定 昭和 48 年 5 月 15 日

目 次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 授業料の免除

第 1 節 経済的理由による授業料の免除（第 2 条—第 7 条の 2）

第 2 節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除（第 8 条—第 13 条）

第 3 節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除（第 14 条—第 17 条）

第 3 章 授業料の徴収猶予及び月割分納（第 18 条—第 27 条）

第 4 章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し（第 28 条—第 31 条）

第 5 章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続（第 32 条—第 34 条）

第 6 章 雑則（第 35 条）

附 則

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 この規程は、東北大学学部通則（昭和 27 年 12 月 18 日制定）第 34 条第 2 項及び東北大学大学院通則（昭和 28 年 11 月 16 日制定）第 43 条第 2 項の規定に基づき、東北大学（以下「本学」という。）における学部学生及び大学院学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いについて定めるものとする。

第 2 章 授業料の免除

第 1 節 経済的理由による授業料の免除

（免除の許可）

第 2 条 特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものに対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、本学の規則、命令に違反し、又は学生の本分に反する行為のあつた者に対しては、特別の事情がある場合を除き、授業料の免除を許可しない。

（免除の実施方法）

第 3 条 授業料の免除の許可は、学期ごとに行う。

（免除の額）

第 4 条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、3 分の 2 の額、半額、3 分の 1 の額又は 4 分の 1 の額とする。

（許可の願い出）

第 5 条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

一 授業料免除願書

二 市区町村長発行の所得に関する証明書

三 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生が願い出の場合には、前項第2号に掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

第6条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号）第9条第1項の申請をした者が既に授業料を納めていた場合を除く。）。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第7条 授業料の免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者（第20条第2項の規定により徴収猶予の許可を願い出た者及び既に授業料を納めていた者を除く。）は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額若しくは4分の1の額を納付しなければならない。

(授業料の返付)

第7条の2 授業料の免除を許可された者のうち、既に授業料を納めていた者については、学部通則第35条第1項の規定にかかわらず、当該授業料のうち、免除を許可された額に相当する額を返付するものとする。

2 前項に規定するもののほか、授業料の免除を願い出た者のうち、既に授業料を納めていた者であって、免除の許可又は不許可を決定する前に休学若しくは退学を許可されたもの又は死亡若しくは行方不明を理由として学籍を除かれたものについては、当該授業料のうち、第14条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額、第15条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額、又は第17条第2項において準用する同条第1項の規定により免除された授業料に相当する額を返付するものとする。

第2節 学資負担者の死亡、災害等による授業料の免除

(免除の許可)

第8条 次の各号の一に該当し、授業料を納付することが著しく困難であると認められる者に対しては、その願い出により、授業料の免除を許可することがある。

一 各学期の授業料の納期前6月以内（入学し、再入学し、転入学し、又は編入学した日（以下単に「入学した日」という。）の属する学期分の授業料の免除に係る場合は、入学した日前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害（以下「災害」という。）を受けた場合

二 前号に準ずる場合であって、相当と認められる理由があるとき。

(免除の対象となる授業料)

第9条 授業料の免除の許可は、当該事由が生じた日の属する学期の翌学期（入学した日前1年以内に当該事由が生じたときは、入学した日の属する学期）に納付すべき授業料について行う。ただし、当該事由の生じた時期が、当該学期の授業料の納付期限の以前である場合には、当該学期に納付すべき授業料についても行うことがある。

(免除の額)

第10条 授業料の免除の額は、一の学期に納付すべき授業料について、その全額、3分の2の額、半額、3分の1の額又は4分の1の額とする。

(許可の願い出)

第11条 授業料の免除の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を、総長に提出しなければならない。

- 一 授業料免除願書
- 二 市区町村長発行の所得に関する証明書
- 三 学資負担者の死亡を証明する書類(学資負担者が死亡したことにより免除の許可を願い出る者に限る。)
- 四 市区町村長発行の被災証明書(災害を受けたことにより免除の許可を願い出る者に限る。)
- 五 その他総長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、外国人留学生が願い出の場合には、前項第2号から第4号までに掲げる書類に代えて、別に定める書類を提出することができる。

(徴収猶予)

第12条 授業料の免除の許可を願い出た者に対しては、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(免除を許可されなかった者の納付期限)

第13条 授業料の免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者(第20条第2項の規定により、徴収猶予の許可を願い出た者を除く。)は、当該不許可又は許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料の全額又は3分の1の額、半額、3分の2の額若しくは4分の1の額を納付しなければならない。

第3節 休学、死亡、除籍及び退学等による授業料の免除

(休学による免除)

第14条 休学を許可された者又は休学を命ぜられた者であって、その休学期間の初日が授業料の納付期限の以前であるものに対しては、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割計算額」という。)に、休学期間の初日の属する月の翌月(休学期間の初日が月の初日であるときは、その月)から休学期間の末日の属する月の前月(休学期間の末日が月の末日であるときは、その月)までの月数を乗じて得た額の授業料を免除する。

2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者(休学を許可された者に限る。)は、第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

(死亡等による免除)

第15条 学生が死亡し、又は行方不明となったことにより学籍を除いた場合には、未納の授業料の全額を免除することがある。

2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者(死亡又は行方不明を理由として学籍を除かれた者に限る。)は、第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

(除籍による免除)

第16条 入学料又は授業料の未納を理由として除籍する者に対しては、未納の授業料の全額を免除することがある。

(徴収猶予期間中の退学による免除)

第17条 第6条の規定により授業料の徴収を猶予されている者、次条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている者又は第23条の規定により授業料の月割分納を許可されている者であって、その期間中に退学することを許可されたものに対しては、月割計算額に、退学する月の翌月からその学期の末日までの月数を乗じて得た額の授業料を免除することができる。

2 第7条の2第2項の規定により授業料を返付される者(退学を許可された者に限る。)は、第6条の規定により授業料の徴収を猶予されているものとみなし、前項の規定を準用する。

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(徴収猶予の許可)

第18条 次の各号の一に該当する者に対しては、学生(当該学生が行方不明の場合には、当該学生に代わる者)の願い出により、授業料の徴収猶予を許可することができる。

- 一 経済的理由により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる者
- 二 学生又は学資負担者が、災害を受け、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者
- 三 行方不明の者
- 四 その他やむを得ない事情により、授業料を、その納付期限までに納付することが困難であると認められる者

(徴収猶予の最終期限)

第19条 授業料の徴収猶予の最終期限は、第1学期分の授業料については9月の口座引落日として本学が指定した日とし、第2学期分の授業料については3月の口座引落日として本学が指定した日とする。

(許可の願い出)

第20条 授業料の徴収猶予の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料徴収猶予願書を、総長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項又は第11条第1項の規定により授業料免除の許可を願い出た者で、免除を許可されなかった者又は3分の2の額、半額、3分の1の額若しくは4分の1の額の免除を許可された者は、当該不許可又は許可を告知された日から起算して14日以内に、徴収猶予の許可を願い出ることができる。

(徴収猶予)

第21条 授業料の徴収猶予の許可を願い出た者に対しては、徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(徴収猶予を許可されなかった者の納付期限)

第22条 授業料の徴収猶予を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(月割分納の許可)

第23条 第18条第1号、第2号又は第4号に該当する者であって、特別の事情があるものに対しては、その願い出により、授業料の月割分納を許可することができる。

(月割分納の額及び納付期限)

第 24 条 授業料の月割分納を許可された者の 1 月当りの授業料の額は、月割計算額とし、その納付期限は、別に定める場合を除き、毎月の口座引落日として本学が指定した日とする。ただし、休業期間中の授業料の納付期限は、休業期間の開始日の前日とする。

(許可の願い出)

第 25 条 授業料の月割分納の許可を願い出ようとする者は、所定の期日までに、授業料月割分納願書を、総長に提出しなければならない。

(徴収猶予)

第 26 条 授業料の月割分納の許可を願い出た者に対しては、月割分納の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。

(月割分納を許可されなかった者の納付期限)

第 27 条 授業料の月割分納を許可されなかった者は、当該不許可を告知された日において口座引落日として本学が指定した日までに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

第 4 章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可の取消し

(免除の許可の取消し)

第 28 条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の免除の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の免除の許可を取り消された者は、速やかに、月割計算額に、その許可を取り消された月からその学期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料を納付しなければならない。

(徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第 29 条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したものは、遅滞なく、総長に届け出なければならない。

2 前項の届け出があったときは、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消す。

3 前項の規定により、授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、速やかに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

4 第 2 項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、速やかに、未納の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による免除の許可の取消し)

第 30 条 授業料の免除を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第 28 条第 1 項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の免除の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により授業料の免除の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授業料を納付しなければならない。

(不正事実の発見による徴収猶予及び月割分納の許可の取消し)

第 31 条 授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されている者であって、その理由が消滅したにもかかわらず、第 29 条第 1 項の規定による届け出をしないもの又は提出書類に虚偽の事項を記載し、若しくは提出書類を偽造して授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を受けたことが判明したものに対しては、その許可を取り消す。

2 前項の規定により授業料の徴収猶予の許可を取り消された者は、直ちに、その学期分の授

業料を納付しなければならない。

- 3 第1項の規定により、授業料の月割分納の許可を取り消された者は、直ちに、未納の授業料を納付しなければならない。

第5章 授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の許可等の手続

(免除の許可等の手続)

第32条 第2条第1項及び第8条の規定に基づく授業料の免除の許可並びに第30条第1項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、学生生活支援審議会の議を経て、総長が行う。

第33条 第15条から第17条までの規定に基づく授業料の免除の許可は、その所属する学部又は大学院の研究科の長の申請に基づき、総長が行う。

- 2 第28条第2項の規定に基づく授業料の免除の許可の取消しは、総長が行う。

(徴収猶予及び月割分納の許可等の手続)

第34条 第18条の規定に基づく授業料の徴収猶予の許可、第23条の規定に基づく授業料の月割分納の許可並びに第29条第2項又は第31条第1項の規定に基づく授業料の徴収猶予及び月割分納の許可の取消しは、総長が行う。

第6章 雑 則

第35条 この規程に定めるもののほか、授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和48年5月15日から施行する。
- 2 東北大学授業料免除取扱規程（昭和30年4月1日制定）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に従前の規程等の規定により授業料の免除又は徴収猶予若しくは月割分納を許可されている者は、それぞれこの規程の相当規定により許可された者とみなす。

(省略)

附 則（平成30年5月8日規第107号改正）

- 1 この規程は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第33条第1項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この規程による改正前の東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程第33条第1項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則（平成30年規第54号）附則第2項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

附 則（令和2年3月24日規第15号改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月30日規第18号改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

学生団体、集会、掲示、印刷物配布物等の内規

平成 16 年 10 月 19 日

学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規（昭和 26 年 5 月 18 日制定）の全部を改正する。

学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規

学生は、相互の敬愛と協力、知性と常識に従い、大学としてふさわしい環境の醸成と維持に努めなければならない。ゆえに学生は、次の行為を行うに当たっては、この内規の定めに従い行わなければならない。

1 学生団体

- 1 本学の学生が団体を組織し、その活動に当たって本学より部室の使用等の供与を受ける場合には、当該団体を組織しようとする学生の代表者は、理事又は副学長のうちから総長が指名する者（以下「管理運営責任者」という。）に登録を申請し、その許可を得なければならない。
- 2 登録の申請に当たっては、所定の学生団体登録申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 団体の名称
 - (2) 設立年月日
 - (3) 目的
 - (4) 活動内容
 - (5) 規約
 - (6) 顧問教員、役員及び会員の氏名
 - (7) 前年度の活動内容
- 3 管理運営責任者は、第 1 項の申請が次に掲げる要件を充たす場合に限り、登録を許可するものとする。
 - (1) 本学の学生 5 名以上の会員で組織されていること。
 - (2) 本学の専任教員が、顧問教員として当該団体の運営と活動の指導に当たっていること。ただし、顧問教員が他の団体の顧問教員を兼任する場合、当該申請団体を含め、その数が 3 団体以内であること。
 - (3) 過去 1 年間に当該団体の目的に即した相当の活動実績があること。
- 4 前項の規定により登録の許可を得た団体（以下「登録学生団体」という。）の登録の有効期間は、1 年とする。ただし、登録学生団体が、毎年 5 月 31 日までに所定の学生団体登録継続届に第 2 項に掲げる事項を記載の上、管理運営責任者に提出し、前項に掲げる要件を充たす場合に限り、登録の更新を受けることができる。
- 5 登録学生団体が、学生団体登録申請書若しくは学生団体登録継続届の記載事項を変更したとき又は解散したときは、速やかに管理運営責任者に届け出なければならない。
- 6 学生団体登録申請書若しくは学生団体登録継続届に虚偽の記載があった場合又は登録学生団体が本学の規則に違反し、その他本学の秩序を乱すような行為を行った場合には、管理運営責任者は、当該団体の登録を抹消することができる。
- 7 登録申請若しくは登録継続の届出の結果不許可となった場合又は登録を抹消された場合は、当該通知のあった日から 14 日以内に限り、管理運営責任者に異議申立てを行うことが

できる。

2 集会

- 1 登録学生団体その他の学生団体（以下「学生団体」という。）が学内において集会をしようとするときは、当該団体の代表者はその期日の3日前までに、所属の学部長、研究科長又は管理運営責任者に届け出なければならない。ただし、次項の規定により施設の使用許可を申請する場合又は登録学生団体が平常使用している場所で活動内容の範囲内で集会をする場合はこの限りでない。
- 2 学生団体が集会のために施設を使用しようとするときは、当該団体の代表者はその期日の3日前までに、体育施設及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する施設にあっては管理運営責任者、その他の施設にあっては当該施設を管理する部局長に、所定の許可申請書を提出し、使用許可を受けなければならない。
- 3 集会をしようとする学生団体は、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 建物又は諸器具を破損又は滅失した場合には弁償すること。
 - (2) 当該施設の使用後は整理及び戸締りを行い、特に火気に留意すること。
 - (3) 学生の本分に反すること又は営利のために使用しないこと。
 - (4) 集会は午後9時以降に行わないこと。
 - (5) 拡声器を使用するときは講義の時間帯を避けるとともに、研究教育活動に支障のある場所での使用を避けること。
- 4 所管の部局長又は管理運営責任者は、業務上必要が生じたときは集会の場所若しくは使用期日の変更を求め、又は使用許可を撤回することができる。
- 5 所管の部局長又は管理運営責任者は、集会が学内の秩序を乱すおそれがあると判断したときは、その解散を命ずることができる。

3 掲示

- 1 文書又はポスターを掲示しようとするときは、所定の用紙に必要事項を記載の上、その文書又はポスターを添えて、片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者、その他の場所にあつては当該掲示場所を管理する部局長に届け出なければならない。
- 2 立て看板による掲示をしようとするときは、所定の用紙に必要事項を記載の上、片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者、その他の場所にあつては掲示場所を管理する部局長に申し出て、その許可を得なければならない。
- 3 掲示物には団体名及び責任者名を記載しなければならない。
- 4 掲示の内容は、虚偽のもの、他人の名誉を毀損するもの又は風紀を乱すものであってはならない。
- 5 文書又はポスターの掲示に当たっては所定の掲示板を使用するとともに、その用紙の大きさは、原則として日本工業規格 A2 判（新聞紙 1 ページ大）以内としなければならない。
- 6 立て看板は、通行の妨害及び人身に危険の及ばない場所に設置するとともに、その大きさを小さくするよう努めるものとする。
- 7 掲示期間は原則として 2 週間とし、その期間を超えた場合は、責任者は速やかにこれを取り除くものとする。
- 8 前各項に違反した場合には、管理者がこれを撤去するものとする。

4 印刷物配布その他

- 1 本学構内及び各門付近で印刷物、物品等を配布又は販売しようとするときは、その印刷物、物品等を添えて、片平キャンパス及び川内北キャンパスにおいて管理運営責任者が管理する場所にあつては管理運営責任者、その他の場所にあつては当該場所を管理する部局長に届け出なければならない。
- 2 署名運動、募金運動及び世論調査を行う場合も前項に準ずる。

附 則

- 1 この内規は、平成 16 年 10 月 19 日から施行する。
- 2 この内規施行の際現に改正前の学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規の規定により受理され、又は許可された学生団体の結成若しくは継続、集会、掲示又は印刷物配布等は、それぞれ改正後の内規の相当規定により受理され、又は許可されたものとみなす。

(省略)

附 則 (平成 30 年 5 月 8 日規第 104 号改正)

- 1 この内規は、平成 30 年 5 月 8 日から施行し、改正後の二第 1 項の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この内規による改正前の学生団体、集会、掲示、印刷物配布等の内規二第 1 項の規定は、東北大学大学院通則の一部を改正する通則 (平成 30 年規第 54 号) 附則第 2 項の規定により存続するものとされた教育情報学教育部が存続する間、なおその効力を有する。

東北大学大学院生命科学研究科学生事故処理指針

平成 13 年 10 月 3 日 教授会承認

(目的及び運用上の注意)

- 第 1 条 この指針は、生命科学研究科構内で、人の死傷、盗難、火災、天災、物損（器物損壊行為を含む。）又はこれに類する事故（以下「事故」という。）が発生し、第一発見者が大学院学生及び研究生（以下「学生」という。）である場合の取扱いを統一し、その処理を円滑に進めることを目的とする。
- 2 本研究科の学生は、本研究科構内において事故が発生した場合は、東北大学学生事故処理指針に基づき定めるこの指針により、適切な措置を採らなければならない。
- 3 この指針の運用に当たっては、人の生命を最優先するとともに、研究及び教育という大学の機能に支障を来たすことのないよう留意しなければならない。

(火災)

- 第 2 条 学生が火災を発見した場合は、最寄りの火災報知器で通報するとともに、近辺の研究室等に大声で知らせ、直ちに消防署に通報し、身体的安全確保が可能なときは、近くにいる教職員・学生と協力して、消火及び被害の拡大防止のための措置を採るものとする。また、速やかに、事故発生区域を管轄する部局の事務室に通報するものとする。

(人の死傷)

- 第 3 条 学生が人の死傷に関わる事故を発見した場合は、直ちに医師又は救急車を呼ぶ等救護の措置を採るものとする。また、速やかに、事故発生区域を管轄する部局の事務室に通報するものとする。

(物損事故)

- 第 4 条 学生が物損事故を発見し、又は物損事故を起こした場合は、そのことを直ちに教職員又は事故発生区域を管轄する部局の事務室に通報するものとする。

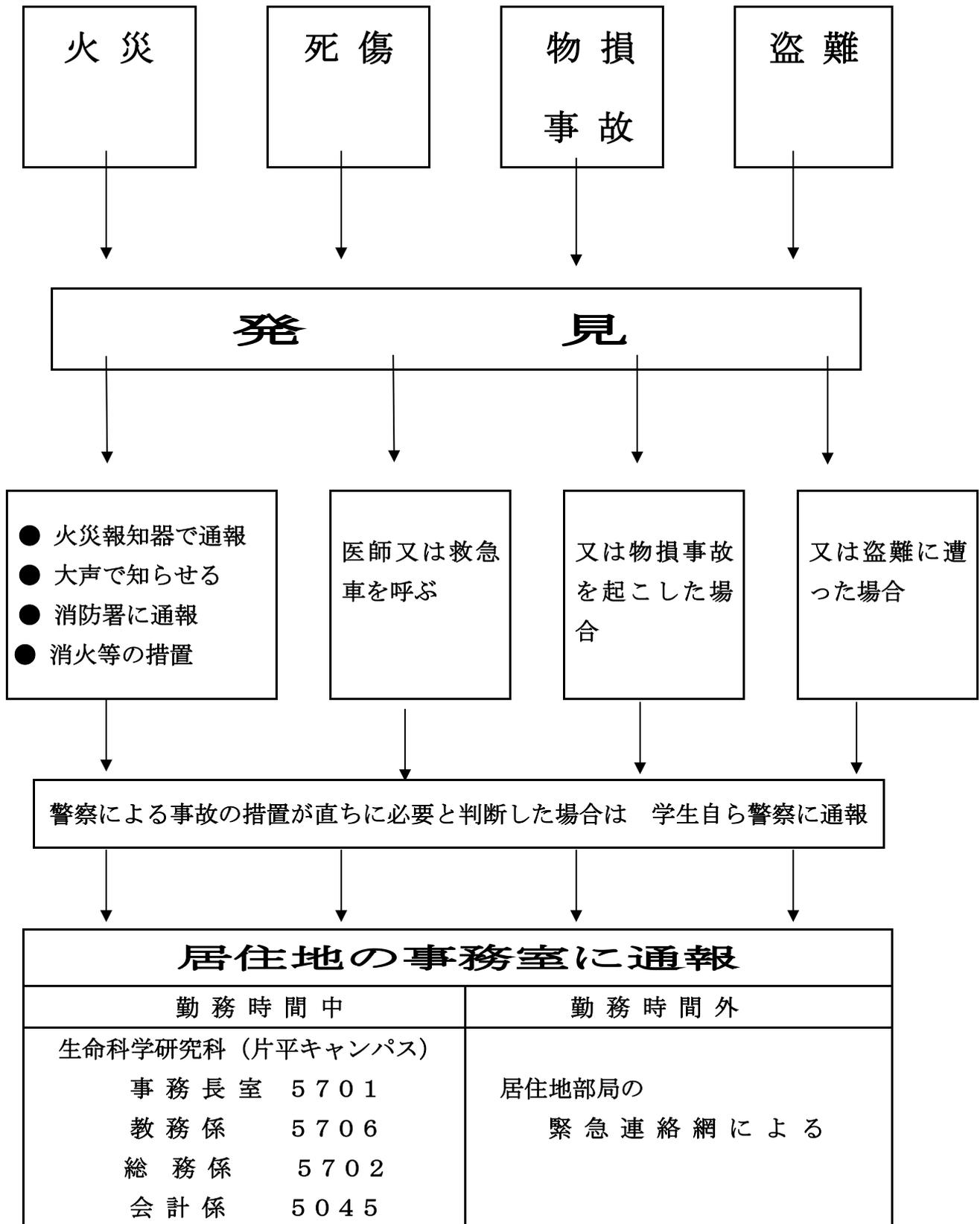
(盗難)

- 第 5 条 学生が盗難の現場を発見し、又は盗難に遭った場合は、そのことを直ちに事故発生区域を管轄する部局の事務室に通報するものとする。

(警察への通報)

- 第 6 条 事故の発生を知った学生は、その事故により人の生命又は身体に危険が及び、又は及ぶおそれがある場合で、警察による事故の措置が直ちに必要と判断されたときは、自ら、警察に通報するものとする。

火災等の事故処理一覧（学生・研究生等用）



生命科学研究所研究室所在地一覧

2024. 4. 1 現在

専攻	講座等	分野	分野長	研究室所在地（東北大学キャンパスマップ参照）						
				① 片平			② 川内	③ 青葉山	④ 星陵	⑤ 連
				プロ	本館	多元				
脳生命統御科学	神経ネットワーク	神経行動	谷本	2F(5F)						
		分子行動	竹内	4F						
		脳機能発達	安部	4F						
		脳神経システム	筒井	5F						
	細胞ネットワーク	膜輸送機構解析	福田					理・合同A棟10F		
		発生ダイナミクス	杉本	2F						
		細胞小器官疾患学	田口					理・生物棟・3F		
	分化制御ネットワーク	分化再生制御	松居							1F※ ₁
		腫瘍生物学	千葉(奈)							7F※ ₃
	(協力分野)	神経発生生物学	大隅							医5号館4F
分子腫瘍学		田中(耕)							1F※ ₂	
生態発生適応科学	個体ダイナミクス	植物発生	経塚		3F					
		組織形成	倉永					理・生物棟・2F		
		動物発生	田村						理・生物棟・5F	
		植物細胞動態	植田						理・生物棟・6F	
		環境応答	藤井		3F					
	生態ダイナミクス	機能生態	彦坂						理・合同A棟10F	
		統合生態	近藤						理・合同A棟10F	
		共生ゲノミクス	佐藤		1F					
		マクロ生態	キャス						理・生物棟・4F	
		流域生態	宇野						理・生物棟・3F	
		植物繁殖生態	酒井						理・合同A棟10F	
	多様性ダイナミクス	植物進化多様性	牧					植物園		
		生物多様性保全	千葉(聡)					東北ア3F		
		海洋生物多様性	熊野(兼)近藤						(浅虫)	青森県
	生態複合ダイナミクス	生態系機能	陀安							京都府
	(協力分野)	生命情報システム科学	木下						電子応物系3号館5F	

専攻	講座等	分野	分野長	研究室所在地（東北大学キャンパスマップ参照）						
				① 片平			② 川内	③ 青葉山	④ 星陵	⑤ 連
				プロ	本館	多元				
分子化学生物学	ケミカルバイオロジー	分子情報化学	有本	3F						
		生命構造化学	佐々木	4F						
		活性分子動態	石川	1F						
		分子細胞生物	大橋					理・化学棟・4F		
		応用生命分子解析	田中(良)	3F						
	分子ネットワーク	微生物遺伝進化	永田		2F					
		植物生殖システム	渡辺		3F					
		分子遺伝生理	東谷		2F					
		進化ゲノミクス	牧野					理・生物棟・6F		
		植物分子遺伝	菅野		3F					
		植物分子適応生理	日出間		2F					
	階層的構造 ダイナミクス	生体分子ダイナミクス	高橋(聡)			東1号館 2F				
		生体分子機能制御	水上			南総合研究棟1号館 6F				
		生体分子構造	(兼)高橋(聡) 奥村					学際研・2F		
		構造メカニズム研究開発	米倉 (兼)高橋(聡)			西1号館 3F				
		分子機構可視化	南後			南総合研究棟1号館 2F				
	ゲノム情報学	オミックス・情報学	池田 山川							千葉県
	(協力分野)	天然物ケミカルバイオロジー	上田					理・合同C棟・7F		
		分子反応化学	土井					薬・B棟・4F		
		レドックス制御	本橋						2F※ ₃	
RNA生理学		魏						5F※ ₃		

- ① 片平 プロ…生命科学プロジェクト総合研究棟
本館…生命科学研究科本館
多元…多元物質科学研究所（東1号館、南総合研究棟1号館）
- ② 川内 川内北キャンパス（東北アジア研究センター）
川内南キャンパス（植物園）
- ③ 青葉山 理学部構内（生物学系研究棟、理学研究科合同A・C棟、化学系研究棟）
薬学研究科（B棟）
青葉山東キャンパス（電子情報システム・応物系3号館）
- ④ 星陵 医学部（5号館、6号館）
加齢医学研究所（※₁はプロジェクト総合研究棟、※₂は先進フロンティア研究棟、
※₃は実験研究棟）
- ⑤ 連 連携分野